

○原子力規制委員会規則第八号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十七条第一項の規定等を実施するため、原子力事業者等による放射線管理等報告の合理化のための原子力規制委員会関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

平成三十年八月二十一日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

原子力事業者等による放射線管理等報告の合理化のための原子力規制委員会関係規則の整備に関する規則

（改正の対象となる規則の一部改正）

第一条 次の各号に掲げる規則の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。

一 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）

別表第一

二 核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号） 別表第二

- 三 核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号） 別表第三
- 四 使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号） 別表第四
- 五 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号） 別表第五
- 六 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第一号） 別表第六
- 七 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号） 別表第七
- 八 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第二百二十二号） 別表第八
- 九 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第一百十二号） 別表第九
- 十 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二十年経済産業省令第二十三号） 別表第十

第二条 次の各号に掲げる規則の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。

- 一 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 別表第十一
- 二 核燃料物質の使用等に関する規則 別表第十二
- 三 核燃料物質の加工の事業に関する規則 別表第十三
- 四 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 別表第十四
- 五 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 別表第十五
- 六 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則 別表第十七
- 七 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則 別表第十七
- 八 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 別表第十八
- 九 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則 別表第十九
- 十 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則 別表第二十二

第三条 前二条各号に定める表中の傍線、破線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改めること。

二 条項番号その他の標記部分（以下単に「標記部分」という。）に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であつて、標記部分が改正前欄及び改正後欄で同一のときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げるものように改めること。

三 標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であつて、標記部分が改正前欄及び改正後欄で異なるときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定として移動すること。

四 標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄に掲げている場合であつて、改正後欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を削ること。

五 標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であつて、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定及び附則第三条の規定は、平成三十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の次の表上欄に掲げる規則の同表中欄に掲げる規定及び下欄に掲げる様式は、平成三十一年四月一日以後の期間について作成すべき報告書について適用するものとし、同日前の期間について作成すべき報告書については、なお従前の例による。

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	第十八条第一	別記様式第二
核燃料物質の使用等に関する規則	第七条第一項	別記様式第一の二
核燃料物質の加工の事業に関する規則	第十条第一項	別記様式第一
使用済燃料の再処理の事業に関する規則	第二十一条第一項	別記様式第二

埋設の事業に関する規則	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	事業に関する規則	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物	埋設の事業に関する規則	實用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則
一項	第九十一条第	第四十八条第	第一百三十一条	項	第四十条第一	第二十七条第	一項	第三十六条
	別記様式第二	様式第二	様式第二		別記様式第一	別記様式第五		様式第二

第三条 第二条の規定による改正後の前条の表の上欄に掲げる規則の同表の下欄に掲げる様式は、平成三十

二年四月一日以後の期間について作成すべき報告書について適用するものとし、同日前の期間について作成すべき報告書については、それぞれ第二条の規定による改正前の同表の下欄に掲げる様式による。

第四条 この規則（附則第一条ただし書の規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の規定の施行前にした行為及び附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの規則の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表第一 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
<p>（電磁的方法による保存） 第六条の二 法第三十四条に規定する記録は、前条第一項の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録することにより作成し、保存することができる。</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>（報告の徴収） 第十八条 試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉を設置した工場又は事業所（船舶にあつては、その船舶）ごとに、別様式第二による報告書を、気体状及び液体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類別の年間放出量、液体状及び固体状の放射性廃棄物の保管量等、使用済燃料の貯蔵量等並びに放射線業務従事者の一年間の線量分布に係るものにあつては毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について、その他のものにあつては毎年四月一日から九月三十日までの期間及び十月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後四十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならぬ。</p> <p>2 「略」</p> <p>（電磁的記録媒体による手続） 第二十二条 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう</p>	<p>（電磁的方法による保存） 第六条の二 法第三十四条に規定する記録は、前条第一項の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により記録することにより作成し、保存することができる。</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>（報告の徴収） 第十八条 試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉を設置した工場又は事業所（船舶にあつては、その船舶）ごとに、別様式第二による報告書を、放射線業務従事者の一年間の線量に係るものにあつては毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について、その他のものにあつては毎年四月一日から九月三十日までの期間及び十月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 「同上」</p> <p>（フレキシブルディスクによる手続） 第二十二条 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び別様式第四のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。</p>

。に係る記録媒体をいう。以下同じ。及び別記様式第四の電
磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

「一・二 略」

三 第十八条第一項の報告書

「条を削る。」

「条を削る。」

「一・二 同上」
「号を加える。」

(フレキシブルディスクの構造)

第二十三条 前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれか
に該当するものでなければならない。

- 一 工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日
本工業規格（以下「日本工業規格」という。）X六二二一に適
合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ
- 二 日本工業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキ
シブルディスクカートリッジ

(フレキシブルディスクの記録方式)

第二十四条 第二十二条の規定によるフレキシブルディスクへの記
録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

- 一 トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブ
ルディスクに記録する場合にあつては日本工業規格X六二二二
に、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつ
ては日本工業規格X六二二五に規定する方式
- 二 ポリウム及びファイル構成については、日本工業規格X〇
六〇五に規定する方式

三 文字の符号化表現については、日本工業規格X〇二〇八附属
書一に規定する方式

2 第二十二条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日
本工業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに
日本工業規格X〇二〇一に規定する制御文字のうち「復帰」及び
「改行」を用いてしなければならない。

(フレキシブルディスクにはり付ける書面)

「捺を証する。」

第二十五条 第二十二条のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二一又はX六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一 提出者の氏名又は名称
 二 提出年月日

様式第2 (第18条関係)

年度 期放射線管理等報告書 年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ㊦

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第18条第1項の規定により次のとおり報告します。

工場又は事業所	名称	
	所在地	
事務上の連絡先	名称	
	所在地	電話番号 ()
	連絡員の氏名	所属部課名 ()

1 放射性廃棄物の廃棄の状況

(1) 気体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の放出量及び濃度 (注1)

①放射性物質の種類別の年間放出量

(単位:Bq)

種別	全希ガス		131I	133I	全粒子状物質	3H
	4Ar					
測定箇所等						
排気口監視						

様式第2 (第18条関係)

平成 年度 期放射線管理等報告書 年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ㊦

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第18条第1項の規定により次のとおり報告します。

工場又は事業所	名称	
	所在地	
事務上の連絡先	名称	
	所在地	電話番号 ()
	連絡員の氏名	所属部課名 ()

1 放射性物質の濃度の3月間についての平均値及び最高値

測定箇所 (注1)

測定箇所	前半の3月間 (月～月)		後半の3月間 (月～月)	
	平均値	最高値 (注2)	平均値	最高値 (注2)
排気口監視				
排気口監視				

は設 備									
合 計									
年間放出管理目標値									

②放射性物質の濃度の3月間についての平均値及び最高値
(単位: Bq/cm³)

濃 度	前半の3月間 (月～ 月)		後半の3月間 (月～ 月)	
	平均値	最高値 (注2)	平均値	最高値 (注2)
測定箇所				
排排				
気口				
口監				
又視				
は設				
備				

(2) 液体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の放出量及び濃度 (注1)
①放射性物質の種類別の年間放出量

種 類	全核種 (³ Hを除く)	核 種 別			
		⁵¹ Cr	⁵⁴ Mn	⁵⁹ Fe	⁵⁸ Co
測定箇所等					
排排					
水口					
口監					
又視					
は設					
備					
合 計					
年間放出管理目標値					

備									
排排									
水口									
口監									
又視									
は設									
備									

2 放射線業務従事者の1年間の線量分布 (4月30日までに提出すべき報告書に限り記載すること。)

1年間の線量 (注3) (mSv)	5 以下	5を超 え15 以下	15を超 え20 以下	20を超 え25 以下	25を超 え50 以下	50を 超え るもの 計
放射線業務従 事者数 (人)						

3 女子 (妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を試験
研究用等原子炉設置者に書面で申し出た者を除く。) の放射線業
務従事者の3月間の線量分布

3月間の線量 (注3) (mSv)	1以下	1を超え 2以下	2を超え 5以下	5を超え るもの 計
放射線 業務従 事者数 (人)				
前半の3月間 (月～ 月)				
後半の3月間 (月～ 月)				

4 試験研究用等原子炉の運転時間及び熱出力 (注4)
[試験研究用等原子炉の名称:]

項目	運転時間 (h)	熱 出 力	
		平均 (kW)	最大 (kW)
月別			
月			
月			
月			

種類	核種別					(単位:Bq)
	60Co	131I	134Cs	137Cs	89Sr	
測定の箇所等						
排水						
水						
口監視						
又は設備						
合計						
年間放出管理目標値						

種類	核種別		3H	(単位:Bq)
	アルファ線を放出する放射性物質	ベータ線を放出する放射性物質		
測定箇所等				
排水				
水				
口監視				
又は設備				
合計				
年間放出管理目標値				

②放射性物質の濃度の3月間についての平均値及び最高値
(単位:Bq/cm³)

濃度	前半の3月間 (月～月)		後半の3月間 (月～月)	
	平均値	最高値 (注2)	平均値	最高値 (注2)
測定箇所				

月			
合計(注5)			

- 注1 保安規定に定められた箇所について、その箇所別に記載すること。
- 2 保安規定に定められた期間についての平均濃度の3月間における最高値を記載すること。
- 3 原子力規制委員会の定めるところにより記載すること。
- 4 試験研究用等原子炉ごとに記載すること。
- 5 熱出力の合計欄は、当該期間内の平均熱出力及び最大熱出力を記載すること。
- 備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

排水							
水口監視又は設備							

(3) 液体状の放射性廃棄物の保管量等 (注3)

(単位: m³)

施設の名称							施設合計
放射性廃棄物の種類							
量							
前年度末保管量							
当該年度の発存量							
当該年度の減少量							
施設内減量							
施設外減量							
当該年度末保管量							
保管設備容量							

(4) 固体状の放射性廃棄物の保管量等 (注4)

(単位: 本)

施設の名称							施設合計
放射性廃棄物の種類							
量							
前年度末保管量							
当該年度の発存量							
当該年度の減少量							
施設内減量							
施設外減量							
当該年度末保管量							

保管設備容量

2 使用済燃料の貯蔵量等

(単位:体)

施設の名称		合計
使用済燃料の種類		
前年度末貯蔵量		
当該年度の発生量		
当該年度の搬出量		
搬出先の名称		
当該年度末貯蔵量		
貯蔵施設容量		

3 放射線業務従事者の線量分布 (注5)

(1) 放射線業務従事者の1年間の線量分布

線量	線量分布 (人)			
	5mSv以下	5mSvを超え 10mSv以下	10mSvを超え 15mSv以下	15mSvを超え 20mSv以下
放射線業務従事者				
職員				
その他				
合計				

線量	線量分布 (人)			
	25mSvを超え 30mSv以下	30mSvを超え 35mSv以下	35mSvを超え 40mSv以下	40mSvを超え 45mSv以下
放射線業務従事者				
職員				
その他				
合計				

線量	線量分布 (人)		総線量 (人・mSv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)
	50mSvを 超えるもの	合計			
放射線業務従事者					
職員					

その他							
合計							

(2) 女子 (妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を試験研究用等原子炉設置者に書面で申し出た者を除く。) の放射線業務従事者の3月間の線量分布

放射線業務従事者	線量	線量分布 (人)				合計
		1mSv以下	1mSvを超え 2mSv以下	2mSvを超え 5mSv以下	5mSv を超えるもの	
前半の3月間 (月～月)	職員					
	その他					
	合計					
後半の3月間 (月～月)	職員					
	その他					
	合計					

放射線業務従事者	線量	総線量 (人・mSv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)
前半の3月間 (月～月)	職員			
	その他			
	合計			
後半の3月間 (月～月)	職員			
	その他			
	合計			

4 試験研究用等原子炉の運転時間及び熱出力 (注6)
 [試験研究用等原子炉の名称:]

項目	運転時間 (h)	熱出力	
		平均 (kW)	最大 (kW)
月別			
月			
月			

月			
月			
月			
合計			

注 1 「気体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の放出量及び濃度」及び「液体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の放出量及び濃度」について

- (1) 「測定の箇所」は、保安規定に定められた位置とし、その箇所別に記載すること。
 - (2) 排気口又は排水口を保有するが、当該設備から気体状又は液体状の放射性物質が放出されなかつた場合は、「放出実績なし」と記載すること。
 - (3) 記載する数値は、有効数字2桁、指数表示とすること。
 - (4) 「放射性物質の種類別の年間放出量」の算出方法及び「放射性物質の濃度」の検出限界濃度（測定の結果、検出限界未満（ND）の場合に限る。）を注釈として欄外に記載すること。
 - (5) 1(1)①及び(2)①の表について、指定された放射性物質以外のもの（天然核種を除く。）を検出した場合は欄を追加して記載すること。
 - (6) 「ベータ線を放出する放射性物質」については、年間放出量を集計した場合に限り報告すること。
- 2 保安規定に定められた期間についての平均濃度の3月間における最高値を記載すること。
- 3 「液体状の放射性廃棄物の保管量等」について
- (1) 蒸発濃縮及び固化して処理している場合、固化前の廃液については除くこと。
 - (2) 「施設外減量」は、埋設処分等のため施設より搬出した廃液の量を記載すること。

-
- (3) 廃止措置に伴って発生する液体状の放射性廃棄物については、括弧書（内数）で記載すること。また、廃止措置計画により新たに液体状の放射性廃棄物の保管場所を設け管理している場合、当該施設の名称とともに保管量等を同様に表に記載し、その旨を注釈として欄外に記載すること。
- 4 「固体状の放射性廃棄物の保管量等」について
- (1) 放射性廃棄物の種類は濃縮廃液固化物、フイルタースラッジ、イオン交換樹脂、雑固体、焼却灰、金属等に分類すること。
- (2) 原則として、200リットルドラム缶の本数で記載すること。
- (3) 200リットルドラム缶に入っていないものに関しては、200リットルドラム缶に換算した本数とし、単位を「本相当」とすること。
- (4) ドラム缶に換算できないものに関しては、他の単位を用いて記載すること。
- (5) 「施設外減量」は、埋設処分等のため施設より搬出した廃棄体の本数を記載すること。
- (6) 廃止措置に伴って発生する固体状の放射性廃棄物については、括弧書（内数）で記載すること。併せて、解体後一時保管されている解体撤去物のうち「放射性廃棄物でない廃棄物」であると試験研究用等原子炉設置者が判断する前の段階のもの又は「放射性物質として扱う必要のないもの」として原子力規制委員会による確認を受ける前の段階のものがある場合は、別の欄を設けて記載すること。なお、上記のいずれにも「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断されたもの及び確認後の「放射性物質として扱う必要のないもの」は含まない。また、廃止措置計画により新たに固体状の放射性廃棄物の保管場所を設け管理している場合、当該施設の名称とともに保管量等
-

を同様に表に記載し、その旨を注釈として欄外に記載すること。

5 「放射線業務従事者の線量分布」について

(1) 「職員」とは、試験研究用等原子炉設置者に直接雇用される放射線業務従事者又はこれに準ずる立場にある放射線業務従事者とする。

(2) 「その他」とは、職員以外の放射線業務従事者とする。

(3) 同一人が2以上の請負業者にまたがって作業する場合は、1人として算出すること。

(4) 有効数字の取扱いは、「総線量」については小数点以下3桁目を四捨五入して小数点以下2桁とし、「平均線量」については小数点以下2桁目を四捨五入して小数点以下1桁とすること。「最大線量」については、その評価値を記載すること。

(5) 3 (1) の「放射線業務従事者」は、女子も含むものとする。

6 「試験研究用等原子炉の運転時間及び熱出力」について

(1) 試験研究用等原子炉ごとに記載し、熱出力の「合計」欄は当該期間内の平均熱出力及び最大熱出力を記載すること。

その他

(1) 測定を実施していない項目又は設備がない項目等について、
「―」と記載するか当該欄を削除すること。

(2) 当該試験研究用等原子炉施設以外の廃棄物がある場合であつて、当該施設と分けて管理することができない場合には、合算値を記載し、その旨欄外に記載すること。

(3) 記載欄が不足した場合には、欄を追加して記載すること。

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することが

できる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

- 第22条の規定により、電磁的記録媒体による手続を行う場合にあっては、押印することを要しない。

様式第4 (第22条関係)

電磁的記録媒体提出票

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ④
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (又は試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則) 第 項の規定により提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出いたします。本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実と相違ありません。

- 1 電磁的記録媒体に記録された事項

- 2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

- 2 法令の条項については、当該届出又は提出の適用条文の条項を記載すること。

- 3 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、2以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

- 4 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本

様式第4 (第25条関係)

フレキシブルディスク提出票

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (又は試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則) 第 項の規定による届出に際し提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスクを以下のとおり提出いたします。

本票に添付されているフレキシブルディスクに記録された事項は、事実と相違ありません。

- 1 フレキシブルディスクに記録された事項

- 2 フレキシブルディスクと併せて提出される書類

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

- 2 法令の条項については、当該届出の適用条文名を記載すること。

- 3 「フレキシブルディスクに記録された事項」の欄には、フレキシブルディスクに記録されている事項を記載するとともに、二枚以上のフレキシブルディスクを提出するときは、フレキシブルディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

- 4 「フレキシブルディスクと併せて提出される書類」の欄に

<p>票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合には、その書類名を記載すること。</p> <p><u>5</u> 氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。</p> <p><u>6</u> 該当事項のない欄は、省略すること。</p>	<p>は、当該届出の際に本票に添付されているフレキシブルディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合には、その書類名を記載すること。 [加える。]</p> <p><u>5</u> 該当事項のない欄は、省略すること。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記せよ。</p>	

別表第二 核燃料物質の使用等に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
<p>（電磁的方法による保存）</p> <p>第二条の十一の二 法第五十六条の二に規定する記録は、前条第一項の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録することにより作成し、保存することができる。</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>（報告の徴収）</p> <p>第七条 令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用する使用者は、工場又は事業所ごとに、別記様式第一の二による報告書を、気体状及び液体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類別の年間放出量、液体状及び固体状の放射性廃棄物の保管量等並びに放射線業務従事者の一年間の線量分布に係るものにあつては毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について、その他のものにあつては毎年四月一日から九月三十日までの期間及び十月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後四十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 使用者（前項に規定する者を除く。）は、工場又は事業所ごとに、別記様式第一の三による報告書を毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について作成し、当該期間の経過後四十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>3 〔略〕</p> <p>（電磁的記録媒体による手続）</p>	<p>（電磁的方法による保存）</p> <p>第二条の十一の二 法第五十六条の二に規定する記録は、前条第一項の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により記録することにより作成し、保存することができる。</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>（報告の徴収）</p> <p>第七条 令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用する使用者は、工場又は事業所ごとに、別記様式第一の二による報告書を、放射線業務従事者の一年間の線量に係るものにあつては毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について、その他のものにあつては毎年四月一日から九月三十日までの期間及び十月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 使用者（法第五十七条第五項に基づき原子力規制委員会が定期に行う検査を受ける者を除く。）は、工場又は事業所ごとに、別記様式第一の三による報告書を毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について作成し、当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>3 〔同上〕</p> <p>（フレキシブルディスクによる手続）</p>

第十二条 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）及び別様式第三の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

- 一 第四条第二項の書類
- 二 第七条第一項及び第二項の報告書

「条を削る。」

「条を削る。」

第十二条 第四条第二項の書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び別様式第三のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

「各号を加える。」

（フレキシブルディスクの構造）

第十三条 前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- 一 工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）X六二二一に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ
- 二 日本工業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

（フレキシブルディスクの記録方式）

第十四条 第十二条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

- 一 トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本工業規格X六二二二に、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本工業規格X六二二五に規定する方式
- 二 ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X六〇五に規定する方式

- 三 文字の符号化表現については、日本工業規格X〇二〇八附属書一に規定する方式

2 第十二条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本工業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日

本工業規格X〇二二一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。

(フレキシブルディスクにはり付ける書面)

第十五条 第十二条のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二一又はX六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

- 一 提出者の氏名又は名称
- 二 提出年月日

様式第1の2 (第7条関係)

年度 期放射線管理等報告書 年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ㊦

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び核燃料物質の使用等に関する規則第7条第1項の規定により次のとおり報告します。

工場又は事業所	名称	
	所在地	
事務上の連絡先	名称	
	所在地	電話番号 ()
	連絡員の氏名	所属部課名 ()

1 放射性廃棄物の廃棄の状況

(1) 気体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の放出量及び濃度 (注1)

①放射性物質の種類別の年間放出量

(単位:Bq)

種類				
測定箇所等				

様式第1の2 (第7条関係)

平成 年度 期放射線管理報告書 年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ㊦

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び核燃料物質の使用等に関する規則第7条第1項の規定により次のとおり報告します。

工場又は事業所	名称	
	所在地	
事務上の連絡先	名称	
	所在地	電話番号 ()
	連絡員の氏名	所属部課名 ()

1 放射線業務従事者の1年間の線量分布 (4月30日までに提出すべき報告書に限り記載すること。)

1年間の線量 (注) (mSv)	5以下	5を超え15以下	15を超え20以下	20を超え25以下	25を超え50以下	50を超えるもの	計
放射線業務従							

排気口監視は設備					
合計					
年間放出管理目標値					

②放射性物質の濃度の3月間についての平均値及び最高値

(単位: Bq/cm³)

濃度	前半の3月間 (月～月)		後半の3月間 (月～月)	
	平均値	最高値 (注2)	平均値	最高値 (注2)
測定箇所				
排気口監視は設備				
排気口監視は設備				

(2) 液体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の放出量及び濃度 (注1)

①放射性物質の種類別の年間放出量

(単位: Bq)

種類	測定箇所等				
排気口監視は設備					
排気口監視は設備					
排気口監視は設備					

事者数 (人)

2 女子 (妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を使用者に書面で申し出た者を除く。) の放射線業務従事者の3月間の線量分布

3月間の線量 (注) (mSv)	1以下				1を超え2以下				2を超え5以下				5を超え				計
	1以下	1を超え2以下	2を超え5以下	5を超え	1以下	1を超え2以下	2を超え5以下	5を超え	1以下	1を超え2以下	2を超え5以下	5を超え	1以下	1を超え2以下	2を超え5以下	5を超え	
放射線業務従事者数 (人)																	
前半の3月間 (月～月)																	
後半の3月間 (月～月)																	

注 原子力規制委員会の定めるところにより記載すること。

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

備				
合計				
年間放出管理目標値				

②放射性物質の濃度の3月間についての平均値及び最高値
(単位:Bq/cm³)

濃度	前半の3月間 (月～月)		後半の3月間 (月～月)	
	平均値 (注2)	最高値 (注2)	平均値 (注2)	最高値 (注2)
測定の箇所				
排				
水				
口				
又				
視				
は				
設				
備				

(3) 液体状の放射性廃棄物の保管量等 (注3)
(単位:m³)

施設の名称	放射性廃棄物の種類				施設合計
前年度末保管量					
当該年度の発存量					
当該年度の減少量					
施設内減量					
施設外減量					
当該年度末保管量					
保管設備容量					

(4) 固体状の放射性廃棄物の保管量等 (注4)

(単位：本)

施設の名称					施設合計
放射性廃棄物の種類 量					
前年度未保管量					
当該年度の発生量					
当該年度の減少量					
施設内減量					
施設外減量					
当該年度未保管量					
保管設備容量					

2 放射線業務従事者の線量分布 (注5)

(1) 放射線業務従事者の1年間の線量分布

線量	線量分布 (人)				
	5mSv以下	5mSvを超え 10mSv以下	10mSvを超え 15mSv以下	15mSvを超え 20mSv以下	20mSvを超え
放射線業務従事者					
職員					
その他					
合計					

線量	線量分布 (人)				
	25mSvを超え 30mSv以下	30mSvを超え 35mSv以下	35mSvを超え 40mSv以下	40mSvを超え 45mSv以下	45mSvを超え
放射線業務従事者					
職員					
その他					
合計					

線量	線量分布 (人)		総線量 (人・mSv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)
	50mSvを 超えるもの	合計			
放射線業務従事者					

職員							
その他							
合計							

(2) 女子 (妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を使用者に書面で申し出た者を除く。) の放射線業務従事者の3月間の線量分布

放射線業務従事者	線量	線量分布 (人)				合計
		1mSv以下	1mSvを超え 2mSv以下	2mSvを超え 5mSv以下	5mSv を超えるもの	
前半の3月間 (月～月)	職員					
	その他					
	合計					
後半の3月間 (月～月)	職員					
	その他					
	合計					

放射線業務従事者	線量	総線量 (人・mSv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)
前半の3月間 (月～月)	職員			
	その他			
	合計			
後半の3月間 (月～月)	職員			
	その他			
	合計			

注 1 「気体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の放出量及び濃度」及び「液体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の放出量及び濃度」について
 (1) 「測定の箇所」は、保安規定に定められた位置とし、その箇所別に記載すること。

-
- (2) 排気口又は排水口を保有するが、当該設備から気体状又は液体状の放射性物質が放出されなかった場合は、「放出実績なし」と記載すること。
 - (3) 記載する数値は、有効数字2桁、指数表示とすること。
 - (4) 「放射性物質の種類別の年間放出量」の算出方法及び「放射性物質の濃度」の検出限界濃度（測定の結果、検出限界未満（ND）の場合に限る。）を注釈として欄外に記載すること。
 - (5) 1(1)①及び(2)①の表について、測定している放射性物質の種類を記載すること。なお、測定している放射性物質以外のもの（天然核種を除く。）を検出した場合は欄を追加して記載すること。
- 2 保安規定に定められた期間についての平均濃度の3月間における最高値を記載すること。
 - 3 「液体状の放射性廃棄物の保管量等」について
 - (1) 蒸発濃縮及び固化して処理している場合、固化前の廃液については除くこと。
 - (2) 「施設外減量」は、埋設処分等のため施設より搬出した廃液の量を記載すること。
 - 4 「固体状の放射性廃棄物の保管量等」について
 - (1) 原則として、200リットルドラム缶の本数で記載すること。
 - (2) 200リットルドラム缶に入っていないものに関しては、200リットルドラム缶に換算した本数とし、単位を「本相当」とすること。
 - (3) ドラム缶に換算できないものに関しては、他の単位を用いて記載すること。
 - (4) 「施設外減量」は、埋設処分等のため施設より搬出した廃棄体の量を記載すること。
 - 5 「放射線業務従事者の線量分布」について
-

- (1) 「職員」とは、使用者に直接雇用される放射線業務従事者又はこれに準ずる立場にある放射線業務従事者とする。
- (2) 「その他」とは、職員以外の放射線業務従事者とする。
- (3) 同一人が2以上の請負業者にまたがって作業する場合は、1人として算出すること。
- (4) 有効数字の取扱いは、「総線量」については小数点以下3桁目を四捨五入して小数点以下2桁とし、「平均線量」については小数点以下2桁目を四捨五入して小数点以下1桁とすること。「最大線量」については、その評価値を記載すること。
- (5) 2(1)の「放射線業務従事者」は、女子も含むものとする。

その他

- (1) 測定を実施していない項目又は設備がない項目等については、「—」と記載するか当該欄を削除すること。
 - (2) 当該核燃料物質の使用施設以外の廃棄物がある場合であつて、当該施設と分けて管理することができない場合には、合算値を記載し、その旨を注釈として欄外に記載すること。
 - (3) 記載欄が不足した場合には、欄を追加して記載すること。
- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
 - 3 第12条の規定により、電磁的記録媒体による手続を行う場合にあつては、押印することを要しない。

電磁的記録媒体提出票

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ㊦

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (又は核燃料物質の使用等に関する規則) 第 条第 項の規定により提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出いたします。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実と相違ありません。

1 電磁的記録媒体に記録された事項

2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2 法令の条項については、当該届出又は提出の適用条文の条項を記載すること。

3 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、2以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

4 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合は、その書類名を記載すること。

5 氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

6 該当事項のない欄は、省略すること。

フレキシブルディスク提出票

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ㊦

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (又は核燃料物質の使用等に関する規則) 第 条第 項の規定による届出に際し提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスクを以下のとおり提出いたします。

本票に添付されているフレキシブルディスクに記録された事項は、事実と相違ありません。

1 フレキシブルディスクに記録された事項

2 フレキシブルディスクと併せて提出される書類

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2 法令の条項については、当該届出の適用条文名を記載すること。

3 「フレキシブルディスクに記録された事項」の欄には、フレキシブルディスクに記録されている事項を記載するとともに、二枚以上のフレキシブルディスクを提出するときは、フレキシブルディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

4 「フレキシブルディスクと併せて提出される書類」の欄には、当該届出の際に本票に添付されているフレキシブルディスクに記載されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合は、その書類名を記載すること。
[加える。]

5 該当事項のない欄は、省略すること。

備考 表中の「」の記載は注記である。

別表第三 核燃料物質の加工の事業に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
<p>（電磁的方法による保存）</p> <p>第七条の二 法第二十一条に規定する記録は、前条第一項の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録することにより作成し、保存することができる。</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>（報告の徴収）</p> <p>第十条 加工事業者は、工場又は事業所ごとに、別記様式第一による報告書を、気体状、液体状及び固体状の放射性廃棄物の保管量等並びに放射線業務従事者の一年間の線量分布に係るものにあつては、毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について、その他のものにあつては毎年四月一日から九月三十日までの期間及び十月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後四十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>（電磁的記録媒体による手続）</p> <p>第十七条 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）及び別記様式第五の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。</p> <p>〔一・二 略〕</p>	<p>（電磁的方法による保存）</p> <p>第七条の二 法第二十一条に規定する記録は、前条第一項の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により記録することにより作成し、保存することができる。</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>（報告の徴収）</p> <p>第十条 加工事業者は、工場又は事業所ごとに、別記様式第一による報告書を、放射線業務従事者の一年間の線量に係るものにあつては、毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について、その他のものにあつては毎年四月一日から九月三十日までの期間及び十月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>（フレキシブルディスクによる手続）</p> <p>第十七条 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び別記様式第五のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。</p> <p>〔一・二 同上〕</p>

三 第十條第一項の報告書

「条を削る。」

「条を削る。」

「条を削る。」

「号を加える。」

(フレキシブルディスクの構造)

第十八條 前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならぬ。

- 一 工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）X六二二一に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ
- 二 日本工業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

(フレキシブルディスクの記録方式)

第十九條 第十七條の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

- 一 トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本工業規格X六二二二に、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本工業規格X六二二五に規定する方式
- 二 ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X六〇五に規定する方式
- 三 文字の符号化表現については、日本工業規格X〇二〇八附属書一に規定する方式
- 2 第十七條の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本工業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本工業規格X〇二一一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。

(フレキシブルディスクにはり付ける書面)

第二十條 第十七條のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二一又はX六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一 櫻田孝の氏名又は名称
 二 櫻田孝臣

(別記)

様式第1 (第10条関係)

平成 年度 期放射線管理等報告書 年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ㊦

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び核燃料物質の加工の事業に関する規則第10条第1項の規定により次のとおり報告します。

工場又は事業所	名称	
	所在地	
事務上の連絡先	名称	
	所在地	電話番号 ()
	連絡員の氏名	所属部課名 ()

1 放射性物質の濃度の3月間についての平均値及び最高値

測定箇所 (注1)	前半の3月間 (月～ 月)		後半の3月間 (月～ 月)	
	平均値	最高値 (注2)	平均値	最高値 (注2)
排気口監視設備				
排気監視				
排気監視又は設備				
排気監視				

(別記)

様式第1 (第10条関係)

年度 期放射線管理等報告書 年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ㊦

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び核燃料物質の加工の事業に関する規則第10条第1項の規定により次のとおり報告します。

工場又は事業所	名称	
	所在地	
事務上の連絡先	名称	
	所在地	電話番号 ()
	連絡員の氏名	所属部課名 ()

1 放射性廃棄物の廃棄の状況

(1) 気体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の濃度 (注1)

①放射性物質の種類別の濃度の3月間についての平均値

(単位: Bq/cm³)

種類	前半の3月間 (月～ 月)	後半の3月間 (月～ 月)
	測定箇所等	U
排気口監視又は設備		
排気監視		
排気監視又は設備		
排気監視		

備				
濃度管理目標値				

②放射性物質の濃度の3月間についての平均値及び最高値
(単位:Bq/cm³)

濃度	前半の3月間 (月～ 月)		後半の3月間 (月～ 月)	
	平均値	最高値 (注2)	平均値	最高値 (注2)
測定の箇所				
排気口監視又視は設備				

(2) 液体状の放射性廃棄物の放射性物質の濃度 (注1)
①放射性物質の種類別の濃度の3月間についての平均値
(単位:Bq/cm³)

種類	前半の3月間 (月～ 月)		後半の3月間 (月～ 月)	
	U			
測定の箇所等				
排水				
水口監視又視は設備				
濃度管理目標値				

②放射性物質の濃度の3月間についての平均値及び最高値
(単位:Bq/cm³)

濃度	前半の3月間 (月～ 月)	後半の3月間 (月～ 月)
----	-------------------	-------------------

水口監視又視は設備									
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

2 放射線業務従事者の1年間の線量分布 (4月30日までに提出すべき報告書に限り記載すること。)

1年間の線量 (注3) (mSv)	5以下	5を超え え15 以下	15を超え え20 以下	20を超え え25 以下	25を超え え50 以下	50を 超え るもの	計
放射線業務従事者数 (人)							

3 女子 (妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を加工事業者に書面で申し出た者を除く。) の放射線業務従事者の3月間の線量分布

3月間の線量 (注3) (mSv)	1以下	1を超え 2以下	2を超え 5以下	5を超え るもの	計
放射線業務従事者数 (人)					
	前半の3月間 (月～ 月)	後半の3月間 (月～ 月)			

- 注1 保安規定に定められた箇所について、その箇所別に記載すること。
 2 保安規定に定められた期間についての平均濃度の3月間における最高値を記載すること。
 3 原子力規制委員会の定めるところにより記載すること。
 備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

測定の箇所	平均値	最高値 (注2)	平均値	最高値 (注2)
排排水				
排水口監視又は設備				

(3) 気体状、液体状及び固体状の放射性廃棄物の保管量等 (注3)

放射性廃棄物の種類 量	気体廃棄物 ボンベ (本)		低レベル 液体廃棄物 (m ³)		低レベル 固体廃棄物 ドラム缶 (本)		その他 固体廃棄物 (本相当)	
	前年度未保管量							
当該年度の発存量								
当該年度の減少量								
施設内減量								
施設外減量								
当該年度未保管量								
保管設備容量								

2 放射線業務従事者の線量分布 (注4)

(1) 放射線業務従事者の1年間の線量分布

線量 放射線 業務従事者	線量分布 (人)			
	5mSv 以下	5mSvを超え 10mSv以下	10mSvを超え 15mSv以下	15mSvを超え 20mSv以下
職員				
その他				
合計				

線量 放射線 業務従事者	線量分布 (人)				
	25mSvを超え 30mSv以下	30mSvを超え 35mSv以下	35mSvを超え 40mSv以下	40mSvを超え 45mSv以下	45mSvを超え 50mSv以下

職員							
その他							
合計							

線量 放射線 業務従事者 職員 その他 合計	線量分布 (人)		総線量 (人・Sv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)
	50mSvを 超えるもの	合計			

(2) 女子 (妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を加
 工事業者に書面で申し出た者を除く。) の放射線業務従事者の
 3月間の線量分布

放射線 業務従事者	線量	線量分布 (人)				合計
		1mSv以下	1mSvを超え 2mSv以下	2mSvを超え 5mSv以下	5mSv を超える もの	
前半の3月 間 (月～月)	職員					
	その他					
後半の3月 間 (月～月)	職員					
	その他					
	合計					

放射線 業務従事者	線量	総線量 (人・Sv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)
前半の3月 間 (月～月)				
後半の3月				

間 (月～月)	その他			
	合計			

注1 「気体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の濃度」及び「液体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の濃度」について

- (1) 「測定の箇所」は、保安規定に定められた位置とし、その箇所別に記載すること。
 - (2) 排気口又は排水口を保有するが、当該設備から気体状又は液体状の放射性物質が放出されなかつた場合は、「放出実績なし」と記載すること。
 - (3) 記載する数値は、有効数字2桁、指数表示とすること。
 - (4) 「放射性物質の濃度」の検出限界濃度（測定の結果、検出限界未満（ND）の場合に限る。）を注釈として欄外に記載すること。
 - (5) 1(1)①及び(2)①の表について、指定された放射性物質以外のもの（天然核種を除く。）を検出した場合は欄を追加して記載すること。
- 2 保安規定に定められた期間についての平均濃度の3月間における最高値を記載すること。
- 3 「気体状、液体状及び固体状の放射性廃棄物の保管量等」について
- (1) 気体状の放射性廃棄物は、80キログラムボンベの本数で記載すること。
 - (2) 80キログラムボンベに入っていないものに関しては、80キログラムボンベに換算した本数とし、単位を「本相当」とすること。
 - (3) 液体状の放射性廃棄物を蒸発濃縮及び固化して処理している場合、固化前の廃液については除くこと。
 - (4) 固体状の放射性廃棄物は、200リットルドラム缶の本数で記載すること。

- (5) 200リットルドラム缶に入っていないものに関しては、200リットルドラム缶に換算した本数とし、単位を「本相当」とすること。
 - (6) ドラム缶に換算できないものに関しては、他の単位を用いて記載すること。
 - (7) 「施設外減量」は、埋設処分等のため施設より搬出した廃棄体又は廃液の量を記載すること。
 - (8) 廃止措置に伴って発生する液体状及び固体状の放射性廃棄物については、括弧書（内数）で記載すること。併せて、解体後一時保管されている解体撤去物のうち「放射性廃棄物でない廃棄物」であると加工事業者が判断する前の段階のもの又は「放射性物質として扱う必要のないもの」として原子力規制委員会による確認を受ける前の段階のものがある場合は、別の欄を設けて記載すること。なお、上記のいずれにも「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断されたもの及び確認後の「放射性物質として扱う必要のないもの」は含まない。また、廃止措置計画により新たに液体状及び固体状の放射性廃棄物の保管場所を設け管理している場合、当該施設の名称とともに保管量等を同様に表に記載し、その旨を注釈として欄外に記載すること。
- 4 「放射線業務従事者の線量分布」について
- (1) 「職員」とは、加工業者に直接雇用される放射線業務従事者とする。
 - (2) 「その他」とは、職員以外の放射線業務従事者とする。
 - (3) 同一人が2以上の請負業者にまたがって作業する場合は、1人として算出すること。
 - (4) 有効数字の取扱いは、「総線量」については小数点以下3桁目を四捨五入して小数点以下2桁とし、「平均線量」については小数点以下2桁目を四捨五入して小数点

以下 1 桁とすること。「最大線量」については、その評価値を記載すること。

(5) 2 (1) の「放射線業務従事者」は、女子も含むものとする。

その他

(1) 測定を実施していない項目又は設備がない項目等については、「―」と記載するか当該欄を削除すること。

(2) 記載欄が不足した場合には、欄を追加して記載すること。

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

3 第 17 条の規定により、電磁的記録媒体による手続を行う場合にあっては、押印することを要しない。

様式第 5 (第 17 条関係)

電磁的記録媒体提出票

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ㊞

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (又は核燃料物質の加工の事業に関する規則) 第 条第 項の規定により提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出いたします。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記載された事項は、事実と相違ありません。

1 電磁的記録媒体に記載された事項

2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類

様式第 5 (第 17 条関係)

フレキシブルディスク提出票

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ㊞

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (又は核燃料物質の加工の事業に関する規則) 第 条第 項の規定により提出したフレキシブルディスクを以下のとおり提出いたします。

本票に添付されているフレキシブルディスクに記載された事項は、事実と相違ありません。

1 フレキシブルディスクに記載された事項

2 フレキシブルディスクと併せて提出される書類

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 法令の条項については、当該届出又は提出の適用条文の条項を記載すること。
- 3 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、2以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
- 4 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあつては、その書類名を記載すること。
- 5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
- 6 該当事項のない欄は、省略すること。

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 法令の条項については、当該届出の適用条文名を記載すること。
- 3 「フレキシブルディスクに記録された事項」の欄には、フレキシブルディスクに記録されている事項を記載するとともに、二枚以上のフレキシブルディスクを提出するときは、フレキシブルディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
- 4 「フレキシブルディスクと併せて提出される書類」の欄には、当該届出の際に本票に添付されているフレキシブルディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあつては、その書類名を記載すること。
[加える。]
- 5 該当事項のない欄は、省略すること。

備考 表中の「」の記載は任意である。

別表第四 使用済燃料の再処理の事業に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
<p>（電磁的方法による保存）</p> <p>第八条の二 法第四十七条に規定する記録は、前条第一項の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録することにより作成し、保存することができる。</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>（報告の徴収）</p> <p>第二十一条 再処理事業者は、工場又は事業所ごとに、別記様式第二による報告書を、気体状及び液体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類別の年間放出量、液体状及び固体状の放射性廃棄物の保管量等、使用済燃料の貯蔵量等、放射線業務従事者の一年間の線量分布並びに一般公衆の実効線量の評価に係るものにあつては毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について、その他のものにあつては毎年四月一日から九月三十日までの期間及び十月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後四十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 再処理事業者は、海洋放出口周辺の海域の海水、海底土、海産生物、漁具その他の保安規定で定める物に係る放射性物質の種類別の濃度又は表面の放射性物質の密度に関する報告書を、毎年一月一日から三月三十一日までの期間、四月一日から六月三十日までの期間、七月一日から九月三十日までの期間及び十月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後四十五日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。</p>	<p>（電磁的方法による保存）</p> <p>第八条の二 法第四十七条に規定する記録は、前条第一項の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により記録することにより作成し、保存することができる。</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>（報告の徴収）</p> <p>第二十一条 再処理事業者は、工場又は事業所ごとに、別記様式第二による報告書を、放射線業務従事者の一年間の線量に係るものにあつては毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について、その他のものにあつては毎年四月一日から九月三十日までの期間及び十月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 再処理事業者は、海洋放出口周辺の海域の海水、海底土、海産生物、漁具その他の保安規定で定める物に係る放射性物質の種類別の濃度又は表面の放射性物質の密度に関する報告書を、毎年一月一日から三月三十一日までの期間、四月一日から六月三十日までの期間、七月一日から九月三十日までの期間及び十月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。</p>

(電磁的記録媒体による手続)

第二十四条 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録(電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に係る記録媒体をいう。)及び別記様式第四の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

「一・二 略」

三 第二十一条第一項及び第二項の報告書

「条を削る。」

「条を削る。」

(フレキシブルディスクによる手続)

第二十四条 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び別記様式第四のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

「一・二 同上」

「号を加える。」

(フレキシブルディスクの構造)

第二十五条 前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- 一 工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本工業規格(以下「日本工業規格」という。)X六二二一に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ
- 二 日本工業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

(フレキシブルディスクの記録方式)

第二十六条 第二十四条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

- 一 トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本工業規格X六二二二に、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本工業規格X六二二五に規定する方式
- 二 ポリウム及びファイナル構成については、日本工業規格X六〇五に規定する方式
- 三 文字の符号化表現については、日本工業規格X〇二〇八附属

「捺を置く。」

様式第2 (第21条関係)

年度 期放射線管理報告書 年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ㊸

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び使用済燃料の再処理の事業に関する規則第21条第1項の規定により次のとおり報告します。

工場又は事業所	名称	
	所在地	
事務上の連絡先	名称	
	所在地	電話番号 ()
	連絡員の氏名	所属部課名 ()

1 放射性廃棄物の廃棄の状況

(1) 気体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の放出量及び濃度 (注1)

①放射性物質の種類別の年間放出量

書一に規定する方式

2 第二十四条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本工業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本工業規格X〇二〇一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。

(フレキシブルディスクにはり付ける書面)

第二十七条 第二十四条のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二一又はX六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

- 一 提出者の氏名又は名称
- 二 提出年月日

様式第2 (第21条関係)

平成 年度 期放射線管理報告書 年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ㊸

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び使用済燃料の再処理の事業に関する規則第21条第1項の規定により次のとおり報告します。

工場又は事業所	名称	
	所在地	
事務上の連絡先	名称	
	所在地	電話番号 ()
	連絡員の氏名	所属部課名 ()

1 放射性物質の濃度の3月間についての平均値及び最高値

測定箇所	前半の3月間 (月～ 月)	後半の3月間 (月～ 月)
------	----------------	----------------

測定箇所等	種類	(単位: Bq)			
		⁸⁵ Kr	¹²⁹ I	¹³¹ I	³ H ¹⁴ C
排気口監視又は設備					
合計					
年間放出管理目標値					

(単位: Bq)

種類	全粒子状物質	
	アルファ線を放出する全放射性物質	ベータ線又はガンマ線を放出する全放射性物質
測定箇所等		
排気口監視又は設備		
合計		
年間放出管理目標値		

②放射性物質の濃度の3月間についての平均値及び最高値

(単位: Bq/cm³)

濃度	前半の3月間 (月～月)		後半の3月間 (月～月)	
	平均値	最高値 (注2)	平均値	最高値 (注2)
測定箇所等				

(注1)	平均値	最高値 (注2)	平均値	最高値 (注2)
	排気口又は排気監視設備			
海洋放出口又は海洋放出監視設備				

2 海洋に放出した放射性物質の量の3月間についての平均値及び最高値並びに合計値

測定箇所 (注1)	前半の3月間 (月～月)			後半の3月間 (月～月)		
	平均値 (注3)	最高値 (注4)	合計値 (注5)	平均値 (注3)	最高値 (注4)	合計値 (注5)

3 放射線業務従事者の1年間の線量分布(4月30日までに提出すべき報告書に限り記載すること。)

1年間の線量 (注6) (mSv)	5以下	5を超え15以下	15を超え20以下	20を超え25以下	25を超え50以下	50を超えるもの	計

排気口監視設備					
気口監視設備					
排気口監視設備					

(2) 液体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の放出量及び濃度 (注1)
 ① 海洋放出口又は海洋放出監視設備から放出した放射性物質の種類別の年間放出量

種類	年間放出量	年間放出管理目標値

② 海洋放出口又は海洋放出監視設備から放出した放射性物質の濃度の3月間についての平均値及び最高値

濃度	前半の3月間 (月～月)		後半の3月間 (月～月)	
	平均値	最高値 (注2)	平均値	最高値 (注2)
種類				

③ 海洋放出口又は海洋放出監視設備から放出した放射性物質の量の3月間についての平均値及び最高値並びに合計値

量	前半の3月間	後半の3月間

放射線業務従事者数 (人)

--	--	--	--	--	--

4 女子 (妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を再処理事業者) に書面で申し出た者を除く。) の放射線業務従事者の3月間の線量分布

3月間の線量 (mSv)	3月間の線量 (注6)				計
	1以下	1を超え2以下	2を超え5以下	5を超えるもの	
放射線業務従事者数 (人)					
前半の3月間 (月～月)					
後半の3月間 (月～月)					

- 注1 保安規定に定められた箇所について、その箇所別に記載すること。
- 2 保安規定に定められた期間についての平均濃度の3月間における最高値を記載すること。
- 3 3月間における放出量の1日当たりの平均値を記載すること。
- 4 保安規定に定められた期間当たりの放出量の3月間における最高値を記載すること。
- 5 3月間における放出量の合計値を記載すること。
- 6 原子力規制委員会の定めるところにより記載すること。
- 備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

種類	(月～月)			(月～月)		
	平均値 (注3)	最高値 (注4)	合計値 (注5)	平均値 (注3)	最高値 (注4)	合計値 (注5)

(3) 液体状及び固体状の放射性廃棄物の保管量等 (注6)

放射性廃棄物の種類	低レベル液体廃棄物		低レベル固体廃棄物	
	低放射性濃縮廃液 (m ³)	スラッジ (m ³)	廃溶媒 (m ³)	ドラム缶 (本)
前年度未保管量				
当該年度の発存量				
当該年度の減少量				
施設内減量				
施設外減量				
当該年度未保管量				
保管設備容量				

放射性廃棄物の種類	高レベル液体廃棄物		高レベル固体廃棄物		ガラス固化体 (本)
	せん断被覆片等 (本相当)	使用済フイルタ等 (本相当)	試験ピビン等 (本相当)		
前年度未保管量					
当該年度の発存量					
当該年度の減少量					
施設内減量					
施設外減量					

当該年度未保管量				
保管設備容量				

2 使用済燃料の貯蔵量等

(単位：体)

貯蔵施設名称				
使用済燃料の種類	ウラン酸化物	混合酸化物	ウラン酸化物	混合酸化物
前年度未貯蔵量				
当該年度の受入量				
当該年度の処理量				
当該年度の搬出量				
搬出先の名称				
当該年度未貯蔵量				
貯蔵施設容量				

3 放射線業務従事者の線量分布 (注7)

(1) 放射線業務従事者の1年間の線量分布

放射線業務従事者	線量分布 (人)				
	5mSv以下	5mSvを超え10mSv以下	10mSvを超え15mSv以下	15mSvを超え20mSv以下	20mSvを超え25mSv以下
職員					
その他					
合計					

放射線業務従事者	線量分布 (人)				
	25mSvを超え30mSv以下	30mSvを超え35mSv以下	35mSvを超え40mSv以下	40mSvを超え45mSv以下	45mSvを超え50mSv以下
職員					
その他					
合計					

線量放射線	線量分布 (人)		総線量	平均線量	最大線量
	50mSvを	合計			

業務従事者	超えるもの	(人・Sv)	(mSv)	(mSv)
職員				
その他				
合計				

(2) 女子 (妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を再
 処理事業者に書面で申し出た者を除く。) の放射線業務従事者
 の3月間の線量分布

放射線 業務従事者	線 量	線 量 分 布 (人)			
		1mSv以下	1mSvを超え 2mSv以下	2mSvを超え 5mSv以下	5 mSv を超える もの
前半の3月 間	職員				
	その他				
(月～月)	合計				
	職員				
後半の3月 間	その他				
	合計				
(月～月)					

放射線 業務従事者	線 量	総線量 (人・Sv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)
前半の3月 間	職員			
	その他			
(月～月)	合計			
	職員			
後半の3月 間	その他			
	合計			
(月～月)				

4 一般公衆の実効線量の評価 (注8)

(1) 気体状の放射性廃棄物による実効線量

気体状の放射性廃棄物による実効線量	線量評価地点における線量	掛気口からの方位及び距離
	μ Sv/年	方位 距離 km

(2) 液体状の放射性廃棄物による実効線量

液体状の放射性廃棄物による実効線量	$\mu\text{Sv}/\text{年}$
-------------------	-------------------------

- 注 1 「気体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の放出量及び濃度」及び「液体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の放出量及び濃度」について
- (1) 「測定箇所」は、保安規定に定められた位置とし、その箇所に記載すること。
 - (2) 排気口又は排水口を保有するが、当該設備から気体状又は液体状の放射性物質が放出されなかつた場合は、「放出実績なし」と記載すること。
 - (3) 記載する数値は、有効数字2桁、指数表示とすること。
 - (4) 「放射性物質の種類別の年間放出量」の算出方法及び「放射性物質の濃度」の検出限界濃度（測定の結果、検出限界未満（ND）の場合に限る。）を注釈として欄外に記載すること。
 - (5) 1(1)①の表について、指定された放射性物質以外のもの（天然核種を除く。）を検出した場合は欄を追加して記載すること。
 - (6) 1(2)のそれぞれの表について、測定している放射性物質の種類を記載すること。なお、測定している放射性物質以外のもの（天然核種を除く。）を検出した場合は欄を追加して記載すること。
- 2 保安規定に定められた期間についての平均濃度の3月間における最高値を記載すること。
 - 3 3月間における放出量の1日当たりの平均値を記載すること。
 - 4 保安規定に定められた期間当たりの放出量の3月間における最高値を記載すること。
 - 5 3月間における放出量の合計値を記載すること。
 - 6 「液体状及び固体状の放射性廃棄物の保管量等」について

- (1) 低レベル及び高レベル固体廃棄物について、原則として、200リットルドラム缶の本数で記載すること。
- (2) 200リットルドラム缶に入っていないものに関しては、200リットルドラム缶に換算した本数とし、単位を「本相当」とすること。
- (3) ドラム缶に換算できないものに関しては、他の単位を用いて記載すること。
- (4) ガラス固化体等特定の容器を使用しているものは、当該容器の本数を記載するとともに、注釈として容器の容量等を明記すること。
- (5) 工場又は事業所の保管方法に合わせ、廃棄体又は廃液についての高レベル/低レベルの区分を変更しても良い。
- (6) 液体状の放射性廃棄物を蒸発濃縮及び固化して処理している場合、固化前の廃液については除くこと。ただし、ガラス固化する前の高レベル液体廃棄物を保管している場合には、その保管量を記載すること。
- (7) 「施設外減量」は、埋設処分等のため施設より搬出した廃棄体又は廃液の量を記載すること。
- (8) 廃止措置に伴って発生する液体状及び固体状の放射性廃棄物については、括弧書（内数）で記載すること。併せて、解体後一時保管されている解体撤去物のうち「放射性廃棄物でない廃棄物」であると再処理事業者が判断する前の段階のもの又は「放射性物質として扱う必要のないもの」として原子力規制委員会による確認を受ける前の段階のものがある場合は、別の欄を設けて記載すること。なお、上記のいずれにも「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断されたもの及び確認後の「放射性物質として扱う必要のないもの」は含まない。また、廃止措置計画により新たに液体状及び固体状の放射性廃棄物の保管場所を設け管理している場合、当該施設の名称とともに

保管量等を同様に表に記載し、その旨を注釈として欄外に記載すること。

7 「放射線業務従事者の線量分布」について

(1) 「職員」とは、再処理事業者に直接雇用される放射線業務従事者とする。

(2) 「その他」とは、職員以外の放射線業務従事者とする。

(3) 同一人が2以上の請負業者にまたがって作業する場合は、1人として算出すること。

(4) 有効数字の取扱いは、「総線量」については小数点以下3桁目を四捨五入して小数点以下2桁とし、「平均線量」については小数点以下2桁目を四捨五入して小数点以下1桁とすること。「最大線量」については、その評価値を記載すること。

(5) 3 (1) の「放射線業務従事者」は、女子も含むものとする。

8 「一般公衆の実効線量の評価」について

(1) 「排気口」が複数ある場合には、「排気口からの距離」は基準とした排気口を明示した上で記載すること。

(2) 実効線量評価に用いた気象データ等の資料及び評価方法に関する説明を添付すること。

(3) 記載する数値は、有効数字2桁、指数表示とすること。

その他

(1) 測定を実施していない項目又は設備がない項目等について、は、「―」と記載するか当該欄を削除すること。

(2) 記載欄が不足した場合には、欄を追加して記載すること。

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するも

<p>類名を記載すること。</p> <p><u>5</u> 氏名を記載し、押印することによって、署名することができ。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。</p> <p><u>6</u> 該当事項のない欄は、省略すること。</p>	<p>する場合にあつては、その書類名を記載すること。 [加える。]</p> <p><u>5</u> 該当事項のない欄は、省略すること。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

別表第五 实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
<p>（電磁的方法による保存）</p> <p>第六十八条 法第四十三条の三の二十一に規定する記録は、前条第一項の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録することにより作成し、保存することができる。</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>（報告の徴収）</p> <p>第三十六条 発電用原子炉設置者は、工場又は事業所ごとに様式第二による報告書を、気体状及び液体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類別の年間放出量、固体状及び液体状の放射性廃棄物の保管量等、使用済燃料の貯蔵量等、放射線業務従事者の一年間の線量分布並びに一般公衆の実効線量の評価に係るものにあつては毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について、その他のものにあつては毎年四月一日から九月三十日までの期間及び十月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後四十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 「略」</p> <p>（電磁的記録媒体による手続）</p> <p>第三十九条 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをい</p>	<p>（電磁的方法による保存）</p> <p>第六十八条 法第四十三条の三の二十一に規定する記録は、前条第一項の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により記録することにより作成し、保存することができる。</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>（報告の徴収）</p> <p>第三十六条 発電用原子炉設置者は、工場又は事業所ごとに様式第二による報告書を、放射線業務従事者の一年間の線量に係るものにあつては毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について、その他のものにあつては毎年四月一日から九月三十日までの期間及び十月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 「同上」</p> <p>（フレキシブルディスクによる手続）</p> <p>第三十九条 次の表の上欄に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を同表の下欄に掲げる様式により記録したフレキシブルディスク及び様式第六のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。</p>

う。)に係る記録媒体をいう。以下同じ。)及び様式第六の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

- 一 第六十四条第一項又は第三項の運転計画
 - 二 第六十五条第一項の申請書、同条第二項第二号に掲げる財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに同項第三号に掲げる説明書
 - 三 第九十五条第二項の届出書
 - 四 第九十六条第一項の申請書
 - 五 第九十八条第二項の届出書
 - 六 第三百三十六条第一項の報告書
- 「項を削る。」

「条を削る。」

第六十四条第一項又は第三項の運転計画	様式第七
第三百三十一条第一項の報告書	様式第八

「各号を加える。」

2 以下の各号に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び様式第六のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

- 一 第六十五条第一項の申請書、同条第二項第二号に掲げる財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに同項第三号に掲げる説明書
- 二 第九十五条第二項の届出書
- 三 第九十六条第一項の申請書
- 四 第九十八条第二項の届出書

(フレキシブルディスクの構造)

第百四十条 前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- 一 工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本工業規格(以下「日本工業規格」という。)X六二二一に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ
- 二 日本工業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

「条を削る。」

「条を削る。」

様式第2 (第136条関係)

年度 期放射線管理等報告書 年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ㊦

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第

(フレキシブルディスクの記録方式)

第百四十一条 第百三十九条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

一 トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本工業規格X六二二二に、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本工業規格X六二二五に規定する方式

二 ポリリウム及びフアイル構成については、日本工業規格X六〇五に規定する方式

三 文字の符号化表現については、日本工業規格X二〇八附属書一に規定する方式

2 第百三十九条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本工業規格X二〇一及びX二〇八に規定する図形文字並びに日本工業規格X二〇二に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。

(フレキシブルディスクにはり付ける書面)

第百四十二条 第百三十九条のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二一又はX六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

- 一 提出者の氏名又は名称
- 二 提出年月日

様式第2 (第136条関係)

年度 期放射線管理等報告書 年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ㊦

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第

1 項及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第136条第1 項の規定により次のとおり報告します。

工場又は事業所	名称	
	所在地	
事務上の連絡先	名称	
	所在地	電話番号 ()
	連絡員の氏名	所属部課名 ()

1 放射性廃棄物の廃棄の状況

(1) 気体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の放出量及び濃度 (注1)

①放射性物質の種類別の年間放出量

種類	濃度 (単位: Bq)		
	全希ガス	131 I	133 I
測定箇所等			
排気口又は監視設備			
合計			
年間放出管理目標値			

②放射性物質の濃度の3月間についての平均値及び最高値 (単位: Bq/cm³)

濃度	前半の3月間 (月~月)		後半の3月間 (月~月)	
	平均値	最高値 (注2)	平均値	最高値 (注2)
測定箇所				
排気				

1 項及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第136条第1 項の規定により次のとおり報告します。

工場又は事業所	名称	
	所在地	
事務上の連絡先	名称	
	所在地	電話番号 ()
	連絡員の氏名	所属部課名 ()

1 放射性物質の濃度の3月間についての平均値及び最高値

測定箇所 (注2)	前半の3月間 (月~月)		後半の3月間 (月~月)	
	平均値	最高値 (注3)	平均値	最高値 (注3)
排気口又は排気監視設備				
排水口又は排水監視設備				

2 放射線業務従事者の1年間の線量分布 (4月30日までに提出すべき報告書に限り記載すること。)

1年間の線量 (ミリシーベルト) (注4)	5以下	5を超え15以下	15を超え20以下	20を超え25以下	25を超え50以下	50を超える	計
放射線業務従							

口監視又は設備									
---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

③排気口以外の箇所における放射性物質の濃度の3月間についての平均値及び最高値（特定原子力施設に限る。）

（単位：Bq/cm³）

濃度	前半の3月間 （月～月）		後半の3月間 （月～月）	
	平均値	最高値	平均値	最高値
測定の箇所				

(2) 液体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の放出量及び濃度（注1）
①放射性物質の種類別の年間放出量

（単位：Bq）

種類	全核種 (3Hを除く)	核種別			
		51Cr	54Mn	59Fe	58Co
測定の箇所等					
排水					
排水口監視又は設備					
合計					
年間放出管理目標値					

事者数 (人)									
---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

3 女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の3月間の線量分布

3月間の線量 (ミリシーベルト) (注4)	放射線業務従事者数 (人)				計
	1以下	1を超え2以下	2を超え5以下	5を超える	
前半の3月間 (月～月)					
後半の3月間 (月～月)					

4 運転時間及び熱出力（注5）

【発電用原子炉の名称： ｝

項目	運転時間 (h)	熱出力	
		平均 (kW)	最大 (kW)
月別			
月			
月			
月			
月			
月			
合計 (注6)			

- 注1 東京に連絡先がある場合は東京における連絡先を、東京に連絡先がない場合は工場又は事業所における連絡先を記載すること。
- 2 保安規定に定められた位置とし、その箇所別に記載すること。
- 3 3月間以内において保安規定に定められた期間についての平均濃度の各3月間における最高値を記載すること。
- 4 原子力規制委員会の定めるところにより記載すること。
- 5 発電用原子炉ごとに記載すること。

種類	核種別					
	60Co	131I	134Cs	137Cs	89Sr	90Sr
測定箇所等						
排水						
水						
口監視						
又は設備						
合計						
年間放出管理目標値						

(単位:Bq)

種類	核種別		
	アルファ線を放出する放射性物質	ベータ線を放出する放射性物質	3H (注3)
測定箇所等			
排水			
水			
口監視			
又は設備			
合計			
年間放出管理目標値			

(単位:Bq)

②放射性物質の濃度の3月間についての平均値及び最高値
(単位:Bq/cm³)

濃度	前半の3月間 (月～月)		後半の3月間 (月～月)	
	平均値	最高値 (注2)	平均値	最高値 (注2)
測定箇所				

- 6 熱出力の合計欄は、当該期間内の平均熱出力及び最大熱出力を記載すること。
- 備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

排					
水					
口					
監					
視					
は					
設					
備					

③排水口以外の箇所における放射性物質の種類別の年間放出量 (特定原子力施設に限る。)

(単位:Bq)

種 類	核 種 別			
	$^{134}\text{C s}$	$^{137}\text{C s}$	$^{90}\text{S r}$	^3H
測定の箇所				

④排水口以外の箇所における放射性物質の種類別の濃度の3月間についての平均値及び最高値 (特定原子力施設に限る。)

(単位:Bq/cm³)

測定の箇所	種 類 別	前半の3月間 (月～月)		後半の3月間 (月～月)	
		平均値	最高値	平均値	最高値
	$^{134}\text{C s}$				
	$^{137}\text{C s}$				
	$^{90}\text{S r}$				
	^3H				

(3) 固体状の放射性廃棄物の保管量等 (注4)

① 固体廃棄物貯蔵庫内の保管量等

放射性廃棄物の種類 の種 類	ドラム缶			その他		合計 (本相当)
	均質固化体 (本)	充填固化体 (本)	雑固体 (本)	雑固体 (本相当)		
前年度未保管量						

当該年度の発生量								
当該年度の減少量								
施設内減量								
施設外減量								
当該年度末保管量								
貯蔵設備容量								
本相当								

② その他の設備内の保管量等

放射性廃棄物の種類	使用済燃料貯蔵槽及びびサイントバンカ							
	制御棒	チャレンジャーズ	ポインカーン	プリアゲイズ	燃料支持金具	中性検出器	中性子源	その他
前年度末保管量	(本)	(本)	(本)	(本)	(本)	(本)	(本)	(m ³)
当該年度の発生量								
当該年度の減少量								
施設内減量								
施設外減量								
当該年度末保管量								

放射性廃棄物の種類	タンク等				蒸気発生器保管庫	その他
	イオン交換樹脂	フタルタマラジ	クランプ	造粒固化体	蒸気発生器	その他
前年度末保管量	(m ³)	(m ³)	(m ³)	(m ³)	(基)	(m ³)
当該年度の発生量						
当該年度の減少量						
施設内減量						
施設外減量						
当該年度末保管量						

③ 廃棄物埋設施設への年間搬出量

	均質固化体	充填固化体	合計	搬出先
搬出量				
累積搬出量				

(単位:体)

④ 特定原子力施設における放射性廃棄物の保管状況 (注5)

(単位:m³)

種類	瓦礫類		伐採木		使用済保護衣	水処理二次廃棄物
保管場所						
保管方法						
前年度末保管量						
当該年度の増減量						
当該年度末保管量						
保管容量						

⑤ 特定原子力施設における滞留水等の貯蔵状況

i 建屋内滞留水貯蔵量

(単位:m³)

	原子炉建屋及びこれに隣接する建屋	その他
貯蔵量		

ii タンク貯蔵量

(単位:m³)

種別		
増減量		
貯蔵量		
貯蔵容量		

2 使用済燃料の貯蔵量等

(単位:体)

貯蔵施設の名称	使用済燃料貯蔵槽	乾式キャスク
使用済燃料の種類	ウラン酸化物	混合酸化物
前年度末貯蔵量		
当該年度の発生量		

当該年度の搬出量				
搬出先の名称				
当該年度未貯蔵量				
貯蔵施設容量				

3 放射線業務従事者の線量分布 (注6)

(1) 放射線業務従事者の1年間の線量分布

線量	線量分布 (人)				
	5mSv以下	5mSvを超え10mSv以下	10mSvを超え15mSv以下	15mSvを超え20mSv以下	20mSvを超え25mSv以下
放射線業務従事者					
職員					
その他					
合計					

線量	線量分布 (人)				
	25mSvを超え30mSv以下	30mSvを超え35mSv以下	35mSvを超え40mSv以下	40mSvを超え45mSv以下	45mSvを超え50mSv以下
放射線業務従事者					
職員					
その他					
合計					

線量	線量分布 (人)		総線量 (人・Sv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)
	50mSvを超えるもの	合計			
放射線業務従事者					
職員					
その他					
合計					

(2) 女子 (妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を発
電用原子炉設置者に書面で申し出た者を除く。) の放射線業務
従事者の3月間の線量分布

線量	線量分布 (人)				合計
	1mSv以下	1mSvを超え2mSvを超え	2mSvを超え5mSv	5mSv	
放射線					
合計					

業務従事者		2mSv以下	5mSv以下	を超えるもの
前半の3月間	職員			
	その他			
(月～月)	合計			
	職員			
後半の3月間	その他			
	合計			
(月～月)	合計			

放射線業務従事者	線量		総線量 (人・Sv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)
	職員	その他			
前半の3月間	職員				
	その他				
(月～月)	合計				
	職員				
後半の3月間	その他				
	合計				
(月～月)	合計				

4 一般公衆の実効線量の評価 (注7)

(1) 気体状の放射性廃棄物による実効線量

放射性希ガスによる実効線量	周辺監視区域外における最大線量		排気口からの方位及び距離	
	μ Sv/年	方位	距離	km
放射性希ガスによる実効線量	線量目標値評価地点における最大線量		排気口からの方位及び距離	
	線量目標値評価地点における最大線量		方位	距離
放射性希ガスによる実効線量	μ Sv/年			km

(2) 液体状の放射性廃棄物による実効線量

液体状の放射性廃棄物による実効線量	μ Sv/年

5 運転時間及び熱出力 (注8)

[発電用原子炉の名称:]

項目	運転時間	熱出力

月別	(h)	平均 (kW)	最大 (kW)
月			
月			
月			
月			
月			
月			
合計			

注1 「気体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の放出量及び濃度」及び「液体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の放出量及び濃度」について

- (1) 「測定箇所」は、保安規定（特定原子力施設にあつては、法第64条の2第2項に規定する実施計画。以下この様式において同じ。）に定められた位置とし、その箇所に記載すること。
 - (2) 排気口又は排水口を保有するが、当該設備から気体状又は液体状の放射性物質が放出されなかつた場合は、「放出実績なし」と記載すること。
 - (3) 記載する数値は、有効数字2桁、指数表示とすること。
 - (4) 「放射性物質の種類別の年間放出量」の算出方法及び「放射性物質の濃度」の検出限界濃度（測定の結果、検出限界未満（ND）の場合に限る。）を注釈として欄外に記載すること。
 - (5) 1(1)①及び(2)①、③及び④の表について、指定された放射性物質以外のもの（天然核種を除く。）を検出した場合は欄を追加して記載すること。
 - (6) 「ベータ線を放出する放射性物質」については、年間放出量を集計した場合に限り報告すること。
- 2 保安規定に定められた期間についての平均濃度の3月間における最高値を記載すること。

- 3 加圧水型発電用原子炉の2次系のトリチウムについては、括弧書（内数）で記載すること。
- 4 「固体状の放射性廃棄物の保管量等」について
 - (1) 原則として、200リットルドラム缶の本数で記載すること。
 - (2) 200リットルドラム缶に入っていないものに関しては、200リットルドラム缶に換算した本数とし、単位を「本相当」とすること。
 - (3) ドラム缶に換算できないものに関しては、他の単位を用いて記載すること。
 - (4) 「施設外減量」は、埋設処分等のため施設より搬出した廃棄体の本数を記載すること。
 - (5) 「使用済燃料貯蔵槽及びサイトバンカ」の欄には、原子炉内で放射化された機器類で再使用しないものを対象とし、その数を記載すること。指定されたもの以外を保管している場合は、「その他」の欄に保管量等を同様に記載すること。
 - (6) サイトバンカにおける使用済制御棒等の保管量等については、使用済燃料貯蔵槽における保管量等と合算して記載すること。サイトバンカを有しない事業者は、当該名称を削除すること。
 - (7) 「タンク等」の欄には、放射性物質の減衰効果等を踏まえて長期間タンク内に貯蔵するものを対象とし、ドラム缶等に詰めるための短期間貯蔵するものは含まれないこと。
 - (8) 「その他保管設備」の欄には、当該施設の具体的名称とともにそれぞれの保管量等を同様に記載すること。
 - (9) 廃止措置に伴って発生する固体状の放射性廃棄物については、括弧書（内数）で記載すること。併せて、解体後一時保管されている解体撤去物のうち「放射性廃棄物でない廃棄物」であると発電用原子炉設置者が判断する

前の段階のもの又は「放射性物質として扱う必要のないもの」として原子力規制委員会による確認を受ける前の段階のものがある場合は、別の欄を設けて記載すること。なお、上記のいずれにも「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断されたもの及び確認後の「放射性物質として扱う必要のないもの」は含まない。また、廃止措置計画により新たに固体状の放射性廃棄物の保管場所を設け管理している場合、当該施設の名称とともに保管量等を同様に表に記載し、その旨を注釈として欄外に記載すること。

5 m^3 の単位で記載できないものに関しては、他の単位を用いて記載すること。

6 「放射線業務従事者の線量分布」について

- (1) 「職員」とは、実用発電用原子炉設置者に直接雇用される放射線業務従事者とする。
 - (2) 「その他」とは、職員以外の放射線業務従事者とする。
 - (3) 同一人が2以上の請負業者にまたがって作業する場合は、1人として算出すること。
 - (4) 有効数字の取扱いは、「総線量」については小数点以下3桁目を四捨五入して小数点以下2桁とし、「平均線量」については小数点以下2桁目を四捨五入して小数点以下1桁とすること。「最大線量」については、その評価値を記載すること。
 - (5) 3 (1) の「放射線業務従事者」は、女子も含むものとする。
- 7 「一般公衆の実効線量の評価」について
- (1) 「排気口」が複数ある場合には、「排気口からの距離」は基準とした排気口を明示した上で記載すること。
 - (2) 実効線量評価に用いた気象データ等の資料及び評価方法に関する説明を添付すること。

- (3) 記載する数値は、有効数字2桁、指数表示とすること。
- 8 「運転時間及び熱出力」について
 実用発電用原子炉ごとに記載し、熱出力の「合計」欄は当該期間内の平均熱出力及び最大熱出力を記載すること。
- その他
- (1) 測定を実施していない項目又は設備がない項目等については、「―」と記載するか当該欄を削除すること。
- (2) 記載欄が不足した場合には、欄を追加して記載すること。
- 備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
- 3 第139条の規定により、電磁的記録媒体による手続を行う場合にあつては、押印することを要しない。

様式第6 (第139条関係)

電磁的記録媒体提出票

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ㊦

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (又は実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則) 第 条第 項の規定により提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出いたします。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実と相違ありません。

- 1 電磁的記録媒体に記録された事項

様式第6 (第139条関係)

フレキシブルディスク提出票

年 月 日

原子力規制委員会 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名 ㊦

住所

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (又は実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則) 第 条第 項の規定による申請 (、届出又は提出) に際し提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスクを以下のとおり提出いたします。

本票に添付されているフレキシブルディスクに記録された事項は、事実と相違ありません。

- 1 フレキシブルディスクに記録された事項

<p>2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類</p> <p>備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。</p> <p>2 法令の条項については、<u>当該申請、届出又は提出の適用条文の条項を記載すること。</u></p> <p>3 「<u>電磁的記録媒体に記録された事項</u>」の欄には、<u>電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、2 以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。</u></p> <p>4 「<u>電磁的記録媒体と併せて提出される書類</u>」の欄には、<u>本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあつては、その書類名を記載すること。</u></p> <p>5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものである。</p> <p>6 該当事項のない欄は、省略すること。</p> <p>[様式や記号。]</p> <p>[様式や記号。]</p>	<p>2 フレキシブルディスクと併せて提出される書類</p> <p>備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。</p> <p>2 法令の条項については、<u>当該申請（、届出又は提出）の適用条文を記載する。</u></p> <p>3 「<u>フレキシブルディスクに記録された事項</u>」の欄には、<u>フレキシブルディスクに記録されている事項を記載するとともに、二枚以上のフレキシブルディスクを提出するときは、フレキシブルディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。</u></p> <p>4 「<u>フレキシブルディスクと併せて提出される書類</u>」の欄には、<u>当該申請（、届出又は提出）の際に本票に添付されているフレキシブルディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあつては、その書類名を記載すること。</u></p> <p>5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものである。</p> <p>6 該当事項のない欄は、省略すること。</p> <p><u>様式第 7</u>（第 139 条関係） [略]</p> <p><u>様式第 8</u>（第 139 条関係） [略]</p>
---	---

備考 表中の「」の記載は注記による。

別表第六 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
<p>（電磁的方法による保存） 第十三条の二 法第五十一条の十五に規定する記録は、前条第一項の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録することにより作成し、保存することができる。 〔2・3 略〕</p> <p>（報告の徴収） 第二十七条 第二種廃棄物埋設事業者は、事業所ごとに、別記様式第五による報告書を、液体状及び固体状の放射性廃棄物の保管量等、放射性廃棄物の埋設量等並びに放射線業務従事者の一年間の線量分布に係るものにあつては毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について、その他のものにあつては毎年四月一日から九月三十日までの期間及び十月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後四十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。 2 〔略〕</p> <p>（電磁的記録媒体による手続） 第二十九条 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）及び別記様式第七の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。 〔一・二 略〕</p>	<p>（電磁的方法による保存） 第十三条の二 法第五十一条の十五に規定する記録は、前条第一項の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により記録することにより作成し、保存することができる。 〔2・3 同上〕</p> <p>（報告の徴収） 第二十七条 第二種廃棄物埋設事業者は、事業所ごとに、別記様式第五による報告書を、放射線業務従事者の一年間の線量に係るものにあつては毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について、その他のものにあつては毎年四月一日から九月三十日までの期間及び十月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。 2 〔同上〕</p> <p>（フレキシブルディスクによる手続） 第二十九条 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び別記様式第七のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。 〔一・二 同上〕</p>

三 第二十七条第一項の報告書

「条を削る。」

「条を削る。」

「条を削る。」

「号を加える。」

(フレキシブルディスクの構造)

第三十条 前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならぬ。

- 一 工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）X六二二一に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ
- 二 日本工業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

(フレキシブルディスクの記録方式)

第三十一条 第二十九条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

- 一 トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本工業規格X六二二二に、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本工業規格X六二二五に規定する方式
 - 二 ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X六〇五に規定する方式
 - 三 文字の符号化表現については、日本工業規格X〇二〇八附属書一に規定する方式
- 2 第二十九条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本工業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本工業規格X〇二〇一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。

(フレキシブルディスクにはり付ける書面)

第三十二条 第二十九条のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二一又はX六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

1 豊田市の市長及び市長
 2 豊田市長

様式第5 (第27条関係)

平成 年度 期放射線管理等報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ㊹

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第27条第1項の規定により次のとおり報告します。

事業所	名称	
	所在地	
事務上の連絡先	名称	
	所在地	
	電話番号 ()	
	連絡員の氏名	所属部課名 ()

1 周辺監視区域の地下水中の放射性物質の濃度の3月間についての平均値及び最高値

測定箇所 (注1)	前半の3月間 (月～ 月)		後半の3月間 (月～ 月)	
	平均値	最高値	平均値	最高値

2 放射線業務従事者の1年間の線量分布 (4月30日までに提出す

様式第5 (第27条関係)

年度 期放射線管理等報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ㊹

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第27条第1項の規定により次のとおり報告します。

事業所	名称	
	所在地	
事務上の連絡先	名称	
	所在地	
	電話番号 ()	
	連絡員の氏名	所属部課名 ()

1 放射性廃棄物の廃棄の状況

(1) 気体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類別の濃度の3月間についての平均値 (注1)

(単位: Bq/cm³)

種類	前半の3月間 (月～ 月)			後半の3月間 (月～ 月)		
	³ H	⁶⁰ Co	¹³⁷ Cs	³ H	⁶⁰ Co	¹³⁷ Cs
測定の箇所等						
排気						
排気口監視						
排気監視						
排気監視						

備									
濃度管理目標値									

(2) 液体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類別の濃度の3月間についての平均値 (注1)

(単位: Bq/cm³)

種類	前半の3月間 (月～ 月)			後半の3月間 (月～ 月)		
	測定箇所等	³ H	⁶⁰ Co	¹³⁷ Cs	³ H	⁶⁰ Co
排排水						
水口監視						
又視						
は設備						
濃度管理目標値						

(3) 周辺監視区域の地下水中の放射性物質の濃度の3月間についての平均値及び最高値 (注1)

(単位: Bq/cm³)

濃度	前半の3月間 (月～ 月)		後半の3月間 (月～ 月)	
	測定箇所	平均値	最高値	平均値

(4) 液体状及び固体状の放射性廃棄物の保管量等 (注2)

放射性廃棄物の種類	低レベル液体廃棄物 (m ³)		低レベル固体廃棄物 ドラム缶 (本)		その他 (本相当)	
	量					

べき報告書に限り記載すること。))

1年間の線量 (注2) (mSv)	5 以下	5を超え 15 以下	15を超え 20 以下	20を超え 25 以下	25を超え 50 以下	50を 超え るもの	計
放射線業務従事者数 (人)							

3 女子 (妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を第二種廃棄物埋設事業者に書面で申し出た者を除く。) の放射線業務従事者の3月間の線量分布

放射線業務従事者数 (人)	3月間の線量 (注3) (mSv)						計
	1以下	1を超え 2以下	2を超え 5以下	5を超え 10以下	10を超え 20以下	20を超え 50以下	
前半の3月間 (月～ 月)							
後半の3月間 (月～ 月)							

注1 保安規定に定められた箇所について、その箇所別に記載すること。

2 原子力規制委員会の定めるところにより記載すること。

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

前年度末保管量				
当該年度の発生量				
当該年度の減少量				
施設内減量				
施設外減量				
当該年度末保管量				
保管設備容量				

(5) 放射性廃棄物の埋設量等 (注3)

(単位:本)

埋設施設名称				施設合計
受入数量				
埋設数量				
埋設延べ本数				
埋設容量				

2 放射線業務従事者の線量分布 (注4)

(1) 放射線業務従事者の1年間の線量分布

放射線業務従事者 職員 その他 合計	線量分布 (人)				
	5mSv 以下	5mSvを超え 10mSv以下	10mSvを超え 15mSv以下	15mSvを超え 20mSv以下	20mSvを超え 25mSv以下

放射線業務従事者 職員 その他 合計	線量分布 (人)				
	25mSvを超え 30mSv以下	30mSvを超え 35mSv以下	35mSvを超え 40mSv以下	40mSvを超え 45mSv以下	45mSvを超え 50mSv以下

線量	線量分布 (人)				
----	----------	--	--	--	--

放射線 業務従事者	50mSvを 超えるもの	合計	総線量 (人・Sv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)
職員					
その他					
合計					

(2) 女子 (妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を第二種廃棄物埋設事業者に書面で申し出た者を除く。) の放射線業務従事者の3月間の線量分布

放射線 業務従事者	線量	線量分布 (人)				合計
		1mSv以下	1mSvを超え 2mSv以下	2mSvを超え 5mSv以下	5mSv を超える もの	
前半の3月 間 (月～月)	職員					
	その他 合計					
後半の3月 間 (月～月)	職員					
	その他 合計					

放射線 業務従事者	線量	総線量 (人・Sv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)
前半の3月 間 (月～月)	職員			
	その他 合計			
後半の3月 間 (月～月)	職員			
	その他 合計			

注1 「気体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類別の濃度の3月間についての平均値」、 「液体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類別の濃度の3月間についての平

- 均値」及び「周辺監視区域の地下水中の放射性物質の濃度の3月間についての平均値及び最高値」について
- (1) 「測定の箇所」は、保安規定に定められた位置とし、その箇所別に記載すること。
 - (2) 排気口又は排水口を保有するが、当該設備から気体状又は液体状の放射性物質の放出がなかった場合は、「放出実績なし」と記載すること。
 - (3) 記載する数値は、有効数字2桁、指数表示とすること。
 - (4) 「放射性物質の濃度」の検出限界濃度（測定の結果、検出限界未満（ND）の場合に限る。）を注釈として欄外に記載すること。
 - (5) 1(1)及び(2)の表について、指定された放射性物質以外のもの（天然核種を除く。）を検出した場合は欄を追加して記載すること。
- 2 「液体状及び固体状の放射性廃棄物の保管量等」について
- (1) 原則として、200リットルドラム缶の本数で記載すること。
 - (2) 200リットルドラム缶に入っていないものに関しては、200リットルドラム缶に換算した本数とし、単位を「本相当」とすること。
 - (3) ドラム缶に換算できないものに関しては、他の単位を用いて記載すること。
 - (4) 液体状の放射性廃棄物を蒸発濃縮及び固化して処理している場合、固化前の廃液については除くこと。
 - (5) 廃止措置に伴って発生する液体状及び固体状の放射性廃棄物については、括弧書（内数）で記載すること。併せて、解体後一時保管されている解体撤去物のうち「放射性廃棄物でない廃棄物」であると第二種廃棄物埋設事業者が判断する前の段階のもの又は「放射性物質として扱う必要のないもの」として原子力規制委員会による確

認を受ける前の段階のものがあある場合は、別の欄を設けて記載すること。なお、上記のいずれにも「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断されたもの及び確認後の「放射性物質として扱う必要のないもの」は含まない。また、廃止措置計画により新たに液体状及び固体状の放射性廃棄物の保管場所を設け管理している場合、当該施設の名称とともに保管量等を同様に表に記載し、その旨を注釈として欄外に記載すること。

3 「放射性廃棄物の埋設量等」について

- (1) 原則として、200リットルドラム缶の本数で記載すること。
- (2) 200リットルドラム缶に入っていないものに関しては、200リットルドラム缶に換算した本数とし、単位を「本相当」とすること。
- (3) ドラム缶に換算できないものに関しては、他の単位を用いて記載すること。

4 「放射線業務従事者の線量分布」について

- (1) 「職員」とは、第二種廃棄物埋設事業者に直接雇用される放射線業務従事者とする。
- (2) 「その他」とは、職員以外の放射線業務従事者とする。
- (3) 同一人が2以上の請負業者にまたがって作業する場合は、1人として算出すること。
- (4) 有効数字の取扱いは、「総線量」については小数点以下3桁目を四捨五入して小数点以下2桁とし、「平均線量」については小数点以下2桁目を四捨五入して小数点以下1桁とすること。「最大線量」については、その評価値を記載すること。
- (5) 2(1)の「放射線業務従事者」は、女子も含むもの

その他

<p>3 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、<u>電磁的記録媒体</u>に記録されている事項を記載するとともに、<u>2以上</u>の<u>電磁的記録媒体</u>を提出するときは、<u>電磁的記録媒体</u>ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。</p> <p>4 「<u>電磁的記録媒体</u>と併せて提出される書類」の欄には、<u>本票</u>に添付されている<u>電磁的記録媒体</u>に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合は、その書類名を記載すること。</p> <p>5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができると。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。</p> <p>6 該当事項のない欄は、省略すること。</p>	<p>3 「<u>フレキシブルディスク</u>に記録された事項」の欄には、<u>2枚以上</u>の<u>フレキシブルディスク</u>を提出するときは、<u>フレキシブルディスク</u>ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。</p> <p>4 「<u>フレキシブルディスク</u>と併せて提出される書類」の欄には、<u>当該届出の際に本票に添付されているフレキシブルディスク</u>に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合は、その書類名を記載すること。 [加える。]</p> <p>5 該当事項のない欄は、省略すること。</p>
---	--

備考 表中の「」の記載は注記による。

別表第七 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
<p>（電磁的方法による保存）</p> <p>第二十六条の二 法第五十一条の十五に規定する記録は、前条第一項の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録することにより作成し、保存することができる。</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>（報告の徴収）</p> <p>第四十条 廃棄物管理事業者は、事業所ごとに、別記様式第一による報告書を、液体状及び固体状の放射性廃棄物の保管量等、ガラス固化体の保管量等並びに放射線業務従事者の一年間の線量分布に係るものにあつては毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について、その他のものにあつては毎年四月一日から九月三十日までの期間及び十月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後四十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の報告書の提出部数は、正本一通とする。</p> <p>（電磁的記録媒体による手続）</p> <p>第四十三条 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）及び別記様式第三の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。</p> <p>〔一・二 略〕</p>	<p>（電磁的方法による保存）</p> <p>第二十六条の二 法第五十一条の十五に規定する記録は、前条第一項の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により記録することにより作成し、保存することができる。</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>（報告の徴収）</p> <p>第四十条 廃棄物管理事業者は、事業所ごとに、別記様式第一による報告書を、放射線業務従事者の一年間の線量に係るものにあつては毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について、その他のものにあつては毎年四月一日から九月三十日までの期間及び十月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 第一項の報告書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。</p> <p>（フレキシブルディスクによる手続）</p> <p>第四十三条 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び別記様式第三のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。</p> <p>〔一・二 同上〕</p>

三 第四十条第一項の報告書

「条を削る。」

「条を削る。」

「条を削る。」

「号を加える。」

(フレキシブルディスクの構造)

第四十四条 前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならぬ。

- 一 工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）X六二二一に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ
- 二 日本工業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

(フレキシブルディスクの記録方式)

第四十五条 第四十三条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

- 一 トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本工業規格X六二二二に、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本工業規格X六二二五に規定する方式
 - 二 ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X六〇五に規定する方式
 - 三 文字の符号化表現については、日本工業規格X〇二〇八附属書一に規定する方式
- 2 第四十三条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本工業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本工業規格X〇二〇一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。

(フレキシブルディスクにはり付ける書面)

第四十六条 第四十三条のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二一又はX六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一 櫻田稔の氏名又は名称
 二 櫻田中良

様式第1 (第40条関係)

年度 期放射線管理等報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ㊸

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第40条第1項の規定により次のとおり報告します。

事業所	名称	
	所在地	
事務上の連絡先	名称	
	所在地	
	電話番号	()
	連絡員の氏名	
	所属部課名	()

1 放射性廃棄物の廃棄の状況

(1) 気体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の濃度 (注1)

①放射性物質の種類別の濃度の3月間についての平均値

(単位: Bq/cm³)

種類	前半の3月間 (月 ~ 月)				後半の3月間 (月 ~ 月)			
	放射性Cs	放射性Ru	放射性Ar	⁶⁰ Co	放射性Cs	放射性Ru	放射性Ar	⁶⁰ Co
測定箇所等								
排気口監視								
排気監視								
排気監視								

様式第1 (第40条関係)

平成 年度 期放射線管理報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ㊸

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第40条第1項の規定により次のとおり報告します。

事業所	名称	
	所在地	
事務上の連絡先	名称	
	所在地	
	電話番号	()
	連絡員の氏名	
	所属部課名	()

1 放射性物質の濃度の3月間についての平均値及び最高値

測定箇所 (注1)

前半の3月間 (月 ~ 月) 後半の3月間 (月 ~ 月)

測定箇所	前半の3月間 (月 ~ 月)		後半の3月間 (月 ~ 月)	
	平均値	最高値 (注2)	平均値	最高値 (注2)
排気口監視				
排気監視				
排気監視				
排気監視				

(単位: Bq/cm³)

濃度	前半の3月間 (月～月)		後半の3月間 (月～月)	
	平均値	最高値 (注2)	平均値	最高値 (注2)
測定箇所				
排水				
排水口監視 又は設備				

(3) 液体状及び固体状の放射性廃棄物の保管量等 (注3)

放射性廃棄物の種類	低レベル液体廃棄物 (m ³)		低レベル固体廃棄物	
			ドラム缶 (本)	その他 (本相当)
前年度未保管量				
うち受入量				
当該年度の発生量				
うち受入量				
当該年度の減少量				
施設内減量				
施設外減量				
当該年度未保管量				
うち受入量				
保管設備容量				

(4) ガラス固化体の保管量等

(単位: 本)

	高レベル放射性廃棄物 (ガラス固化体)	低レベル放射性廃棄物 (ガラス固化体)	低レベル放射性廃棄物 (固體物収納体)
受入本数			
受入累積本数			

保管設備容量

2 放射線業務従事者の線量分布 (注4)

(1) 放射線業務従事者の1年間の線量分布

線量	線量分布 (人)				
	5mSv以下	5mSvを超え10mSv以下	10mSvを超え15mSv以下	15mSvを超え20mSv以下	20mSvを超え
放射線業務従事者					
職員					
その他					
合計					

線量	線量分布 (人)				
	25mSvを超え30mSv以下	30mSvを超え35mSv以下	35mSvを超え40mSv以下	40mSvを超え45mSv以下	45mSvを超え50mSv以下
放射線業務従事者					
職員					
その他					
合計					

線量	線量分布 (人)		総線量 (人・Sv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)
	50mSvを超えるもの	合計			
放射線業務従事者					
職員					
その他					
合計					

(2) 女子 (妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を廃棄物管理事業者に書面で申し出た者を除く。) の放射線業務従事者の3月間の線量分布

線量	線量分布 (人)				
	1mSv以下	1mSvを超え2mSv以下	2mSvを超え5mSv以下	5mSvを超えるもの	合計
放射線業務従事者					
前半年の3月					
職員					

間 (月～月)	その他						
	合計						
後半の3月 間 (月～月)	職員						
	その他 合計						

放射線 業務従事者	線量		総線量 (人・Sv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)
	職員	その他			
前半の3月 間 (月～月)					
後半の3月 間 (月～月)					
	合計				

注1 「気体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の濃度」及び「液体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の濃度」について

- (1) 「測定の箇所」は、保安規定に定められた位置とし、その箇所別に記載すること。
- (2) 排気口又は排水口を保有するが、当該設備から気体状又は液体状の放射性物質が放出されなかった場合は、「放出実績なし」と記載すること。
- (3) 記載する数値は、有効数字2桁、指数表示とすること。
- (4) 「放射性物質の濃度」の検出限界濃度（測定の結果、検出限界未満（ND）の場合に限る。）を注釈として欄外に記載すること。
- (5) 1(1)①及び(2)①の表について、指定された放射性物質以外のもの（天然核種を除く。）を検出した場合は欄を追加して記載すること。

- 2 保安規定に定められた期間についての平均濃度の3月間における最高値を記載すること。
- 3 「液体状及び固体状の放射性廃棄物の保管量等」について
 - (1) 原則として、200リットルドラム缶の本数で記載すること。
 - (2) 200リットルドラム缶に入っていないものに関しては、200リットルドラム缶に換算した本数とし、単位を「本相当」とすること。
 - (3) ドラム缶に換算できないものに関しては、他の単位を用いて記載すること。
 - (4) 液体状の放射性廃棄物を蒸発濃縮及び固化して処理している場合、固化前の廃液については除くこと。
 - (5) 「施設外減量」は、埋設処分等のため施設より搬出した廃棄体又は廃液の量を記載すること。
 - (6) 廃止措置に伴って発生する液体状及び固体状の放射性廃棄物については、括弧書(内数)で記載すること。併せて、解体後一時保管されている解体撤去物のうち「放射性廃棄物でない廃棄物」であると廃棄物管理事業者が判断する前の段階のもの又は「放射性物質として扱う必要のないもの」として原子力規制委員会による確認を受ける前の段階のものがある場合は、別の欄を設けて記載すること。なお、上記のいずれにも「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断されたもの及び確認後の「放射性物質として扱う必要のないもの」は含まれない。また、廃止措置計画により新たに液体状及び固体状の放射性廃棄物の保管場所を設け管理している場合、当該施設の名称とともに保管量等を同様に表に記載し、その旨を注釈として欄外に記載すること。
- 4 「放射線業務従事者の線量分布」について
 - (1) 「職員」とは、廃棄物管理事業者に直接雇用される放射線業務従事者とする。

<p>に関する規則) 第 条第 項の規定により提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録した<u>電磁的記録媒体</u>を以下のとおり提出いたします。</p> <p>本票に添付されている<u>電磁的記録媒体</u>に記録された事項は、事実と相違ありません。</p> <p>1 <u>電磁的記録媒体</u>に記録された事項</p> <p>2 <u>電磁的記録媒体</u>と併せて提出される書類</p> <p>備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。</p> <p>2 法令の条項については、<u>当該届出又は提出の適用条文の条項</u>を記載すること。</p> <p>3 「<u>電磁的記録媒体</u>に記録された事項」の欄には、<u>電磁的記録媒体</u>に記録されている事項を記載するとともに、<u>2以上の電磁的記録媒体</u>を提出するときは、<u>電磁的記録媒体</u>ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。</p> <p>4 「<u>電磁的記録媒体</u>と併せて提出される書類」の欄には、<u>本票に添付されている電磁的記録媒体</u>に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合は、その書類名を記載すること。</p> <p>5 氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものである。</p> <p>6 該当事項のない欄は、省略すること。</p>	<p>に関する規則) 第 条第 項の規定による届出に際し提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録した<u>フレキシブルディスク</u>を以下のとおり提出いたします。</p> <p>本票に添付されている<u>フレキシブルディスク</u>に記録された事項は、事実と相違ありません。</p> <p>1 <u>フレキシブルディスク</u>に記録された事項</p> <p>2 <u>フレキシブルディスク</u>と併せて提出される書類</p> <p>備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。</p> <p>2 法令の条項については、<u>当該届出の適用条文名</u>を記載すること。</p> <p>3 「<u>フレキシブルディスク</u>に記録された事項」の欄には、<u>フレキシブルディスク</u>に記録されている事項を記載するとともに、<u>二枚以上のフレキシブルディスク</u>を提出するときは、<u>フレキシブルディスク</u>ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。</p> <p>4 「<u>フレキシブルディスク</u>と併せて提出される書類」の欄には、<u>当該届出の際に本票に添付されているフレキシブルディスク</u>に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合は、その書類名を記載すること。 [加える。]</p> <p>5 該当事項のない欄は、省略すること。</p>
--	--

備考 表中の「」の記載は任意である。

別表第八 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
<p>（電磁的方法による保存）</p> <p>第六十三条 法第四十三条の三の二十一に規定する記録は、前条第一項の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録することにより作成し、保存することができる。</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>（報告の徴収）</p> <p>第三十一条 発電用原子炉設置者は、工場又は事業所ごとに様式第二による報告書を、気体状及び液体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類別の年間放出量、固体状の放射性廃棄物の保管量等、使用済燃料の貯蔵量等、放射線業務従事者の一年間の線量分布並びに一般公衆の実効線量の評価に係るものにあつては毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について、その他のものにあつては毎年四月一日から九月三十日までの期間及び十月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後四十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>（電磁的記録媒体による手続）</p> <p>第三十四条 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）及び様式第六の電磁</p>	<p>（電磁的方法による保存）</p> <p>第六十三条 法第四十三条の三の二十一に規定する記録は、前条第一項の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により記録することにより作成し、保存することができる。</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>（報告の徴収）</p> <p>第三十一条 発電用原子炉設置者は、工場又は事業所ごとに様式第二による報告書を、放射線業務従事者の一年間の線量に係るものにあつては毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について、その他のものにあつては毎年四月一日から九月三十日までの期間及び十月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>（フレキシブルディスクによる手続）</p> <p>第三十四条 次の表の上欄に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を同表の下欄に掲げる様式により記録したフレキシブルディスク及び様式第六のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。</p>

的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

- 一 第五十九条第一項又は第三項の運転計画
- 二 第六十条第一項の申請書、同条第二項第二号に掲げる財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに同項第三号に掲げる説明書
- 三 第九十条第三項の届出書
- 四 第九十一条第一項の申請書
- 五 第九十三条第二項の届出書
- 六 第三百三十一条第一項の報告書

「項を削る。」

「条を削る。」

第五十九条第一項又は第三項の運転計画	様式第七
第三百三十一条第一項の報告書	様式第八

「各号を加える。」

2 次に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び様式第六のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

- 一 第六十条第一項の申請書、同条第二項第二号に掲げる財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに同項第三号に掲げる説明書
- 二 第九十条第三項の届出書
- 三 第九十一条第一項の申請書
- 四 第九十三条第二項の届出書

(フレキシブルディスクの構造)

第百三十五条 前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- 一 工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）X六二二一に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ
- 二 日本工業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

「条を削る。」

(フレキシブルディスクの記録方式)

第百三十六条 第百三十四条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

一 トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあっては日本工業規格X六二二二に、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあっては日本工業規格X六二二五に規定する方式

二 ポリウム及びフアイル構成については、日本工業規格X六〇五に規定する方式

三 文字の符号化表現については、日本工業規格X〇二〇八附属書一に規定する方式

2 第百三十四条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本工業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本工業規格X〇二〇一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。

(フレキシブルディスクにはり付ける書面)

第百三十七条 第百三十四条のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二一又はX六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

- 一 提出者の氏名又は名称
- 二 提出年月日

「条を削る。」

様式第2 (第131条関係)

年度 期放射線管理等報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名) ㊟

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第

様式第2 (第131条関係)

年度 期放射線管理等報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名) ㊟

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第

131条第1項の規定により次のとおり報告します。

工場又は事業所	名称	
	所在地	
事務上の連絡先	名称	
	所在地	電話番号 ()
事務上の連絡先		連絡員の氏名 ()
		所属部課名 ()

1 放射性廃棄物の廃棄の状況

(1) 気体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の放出量及び濃度 (注1)

①放射性物質の種類別の年間放出量

種類	濃度 (単位:Bq)		
	全希ガス	131 I	133 I
測定箇所等			
全粒子状物質			3H
排気口監視は設備			
排気口監視は設備			
合計			
年間放出管理目標値			

②放射性物質の濃度の3月間についての平均値及び最高値

(単位:Bq/cm³)

濃度	前半の3月間 (月~月)		後半の3月間 (月~月)	
	平均値	最高値 (注2)	平均値	最高値 (注2)
測定箇所				
排気口監視				

131条第1項の規定により次のとおり報告します。

工場又は事業所	名称	
	所在地	
事務上の連絡先	名称	
	所在地	電話番号 ()
事務上の連絡先		連絡員の氏名 ()
		所属部課名 ()

1 放射性物質の濃度の3月間についての平均値及び最高値

測定箇所 (注1)	前半の3月間 (月~月)		後半の3月間 (月~月)	
	平均値	最高値 (注2)	平均値	最高値 (注2)
排気口監視は設備				
排気口監視は設備				
排水口監視は設備				
排水口監視は設備				
合計				

2 放射線業務従事者の1年間の線量分布 (4月30日までに提出すべき報告書に限り記載すること。)

1年間の線量 (注3) (mSv)	5以下	5を超え15以下	15を超え20以下	20を超え25以下	25を超え50以下	50を超えるもの	計
放射線業務従							

2 氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。

(単位: Bq)

種類	核種別			
	^{22}Na	アルファ線を放出する放射性物質	ベータ線を放出する放射性物質	^3H
測定の箇所等				
排排				
水水				
口監				
又視				
は設				
備				
合計				
年間放出管理目標値				

②放射性物質の濃度の3月間についての平均値及び最高値
(単位: Bq/cm³)

濃度	前半の3月間 (月～月)		後半の3月間 (月～月)	
	平均値	最高値 (注2)	平均値	最高値 (注2)
測定の箇所				
排排				
水水				
口監				
又視				
は設				
備				

(3) 固体状の放射性廃棄物の保管量等 (注3)
① 固体廃棄物貯蔵庫内の保管量等

放射性廃棄物の種類	ドラム缶		その他		合計 (本相当)
	均質固化体 (本)	充填固化体 (本)	雑固体 (本) (本相当)		
前年度末保管量					

当該年度の発生量								
当該年度の減少量								
施設内減量								
施設外減量								
当該年度未保管量								
貯蔵設備容量	本相当							

② その他の設備内の保管量等

放射性廃棄物の種類 量	使用済燃料貯蔵槽及びびサイントバンカ							
	制御棒 (本)	チヤンネルボ ックス (本)	ポイズンカー テン (本)	プリアグデ ンバイス (本)	燃料 支持 金具 (本)	中性 子 出 器 (本)	中性 子 源 (本)	その 他 (m ³)
前年度未保管量								
当該年度の発生量								
当該年度の減少量								
施設内減量								
施設外減量								
当該年度未保管量								

放射性廃棄物の種類 量	タンク等				蒸気発生器保管庫	その他 保管 設備 (m ³)
	イオン 交換 樹脂 (m ³)	フアル タスラ ツジ (m ³)	クラッ プスラ リ (m ³)	造粒 固化 体 (m ³)	蒸気 発生 器 (基)	その 他 (m ³)
前年度未保管量						
当該年度の発生量						
当該年度の減少量						
施設内減量						
施設外減量						
当該年度未保管量						

③ 廃棄物埋設施設への年間搬出量等

	均質固化体	充填固化体	合計	搬出先
搬出量				
累積搬出量				

(単位:体)

2 使用済燃料の貯蔵量等

(単位:体)

貯蔵施設の名称				
使用済燃料の種類	ウラン酸化物	混合酸化物	ウラン酸化物	混合酸化物
前年度末貯蔵量				
当該年度の発生量				
当該年度の搬出量				
搬出先の名称				
当該年度末貯蔵量				
貯蔵施設容量				

3 放射線業務従事者の線量分布 (注4)

(1) 放射線業務従事者の1年間の線量分布

放射線業務従事者 職員 その他 合計	線量分布 (人)				
	5mSv 以下	5mSvを超え 10mSv以下	10mSvを超え 15mSv以下	15mSvを超え 20mSv以下	20mSvを超え 25mSv以下

放射線業務従事者 職員 その他 合計	線量分布 (人)				
	25mSvを超え 30mSv以下	30mSvを超え 35mSv以下	35mSvを超え 40mSv以下	40mSvを超え 45mSv以下	45mSvを超え 50mSv以下

線量	線量分布 (人)			
----	----------	--	--	--

放射線業務従事者	50mSvを超えるもの	合計	総線量 (人・Sv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)
職員					
その他					
合計					

(2) 女子 (妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を原
子炉設置者に書面で申し出た者を除く。) の放射線業務従事者
の3月間の線量分布

放射線業務従事者	線量	線量分布 (人)				合計
		1mSv以下	1mSvを超え 2mSv以下	2mSvを超え 5mSv以下	5mSv を超えるもの	
前半の3月 間 (月～月)	職員					
	その他					
後半の3月 間 (月～月)	職員					
	その他					
	合計					

放射線業務従事者	線量	総線量 (人・Sv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)
前半の3月 間 (月～月)	職員			
	その他			
後半の3月 間 (月～月)	職員			
	その他			
	合計			

4 一般公衆の実効線量の評価 (注5)

(1) 気体状の放射性廃棄物による実効線量

周辺監視区域外における最大線量	排気口からの方粒及び目撃
-----------------	--------------

放射性希ガスによる実効線量	μ Sv/年		方位	距離	km
	線量目標値評価地点における最大線量		排気口からの方位及び距離		
放射性よう素による実効線量	μ Sv/年		方位	距離	km
	線量目標値評価地点における最大線量				
μ Sv/年					

(2) 液体状の放射性廃棄物による実効線量

液体状の放射性廃棄物による実効線量	μ Sv/年
-------------------	------------

5 運転時間及び熱出力 (注6)
[発電用原子炉の名称:]

月 別	項目	運転時間 (h)	熱 出 力	
			平均 (kW)	最大 (kW)
月				
月				
月				
月				
月				
月				
月				
合計				

注 1 「気体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の放出量及び濃度」及び「液体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の放出量及び濃度」について

- (1) 「測定の箇所」は、保安規定に定められた位置とし、その箇所に記載すること。
- (2) 排気口又は排水口を保有するが、当該設備から気体状又は液体状の放射性廃棄物の放出がなかった場合は、「放出実績なし」と記載すること。
- (3) 記載する数値は、有効数字2桁、指数表示とすること。
- (4) 「放射性物質の種類別の年間放出量」の算出方法及び「放射性物質の濃度」の検出限界濃度 (測定の結果、検出限界未滿 (ND) の場合に限る。) を注釈として欄外

- に記載すること。
- (5) 1(1)①及び(2)①の表について、指定された放射性物質以外のもの(天然核種を除く。)を検出した場合は欄を追加して記載すること。
 - (6) 「ベータ線放出する放射性物質」については、年間放出量を集計した場合に限り報告すること。
 - 2 保安規定に定められた期間についての平均濃度の3月間における最高値を記載すること。
 - 3 「固体状の放射性廃棄物の保管量等」について
 - (1) 原則として、200リットルドラム缶の本数で記載すること。
 - (2) 200リットルドラム缶に入っていないものに関しては、200リットルドラム缶に換算した本数とし、単位を「本相当」とすること。
 - (3) ドラム缶に換算できないものに関しては、他の単位を用いて記載すること。
 - (4) 「施設外減量」は、埋設処分等のため施設より搬出した廃棄体の本数を記載すること。
 - (5) 「使用済燃料貯蔵槽及びサイトバンカ」の欄には、原子炉内で放射化された機器類で再使用しないものを対象とし、その数を記載すること。指定されたものを以外を保管している場合は、「その他」の欄に保管量等を同様に記載すること。
 - (6) サイトバンカにおける使用済制御棒等の保管量等については、使用済燃料貯蔵槽における保管量等と合算して記載すること。サイトバンカを有しない事業者は、当該名称を削除すること。
 - (7) 「タンク等」の欄には、放射性物質等の減衰効果等を図るため長期間タンク内に貯蔵するものを記載すること。
 - (8) 「その他保管設備」の欄には、当該施設の具体的名称と

ともにそれぞれの保管量等を同様に記載すること。

- (9) 廃止措置に伴って発生する固体状の放射性廃棄物については、括弧書（内数）で記載すること。併せて、解体後一時保管されている解体撤去物のうち「放射性廃棄物でない廃棄物」であると発電用原子炉設置者が判断する前の段階のもの又は「放射性物質として扱う必要のないもの」として原子力規制委員会による確認を受ける前の段階のもがある場合は、別の欄を設けて記載すること。なお、上記のいずれにも「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断されたもの及び確認後の「放射性物質として扱う必要のないもの」は含まない。また、廃止措置計画により新たに固体状の放射性廃棄物の保管場所を設け管理している場合、当該施設の名称とともに保管量等を同様に表に記載し、その旨を注釈として欄外に記載すること。

4 「放射線業務従事者の線量分布」について

- (1) 「職員」とは、発電用原子炉設置者に直接雇用される放射線業務従事者とする事。
- (2) 「その他」とは、職員以外の放射線業務従事者とする事。
- (3) 同一人が2以上の請負業者にまたがって作業する場合は、1人として算出すること。
- (4) 有効数字の取扱いは、「総線量」については小数点以下3桁目を四捨五入して小数点以下2桁とし、「平均線量」については小数点以下2桁目を四捨五入して小数点以下1桁とすること。「最大線量」については、その評価値を記載すること。
- (5) 3 (1) の「放射線業務従事者」は、女子も含むものとする事。
- #### 5 「一般公衆の実効線量の評価」について
- (1) 「排気口」が複数ある場合には、「排気口からの距離

に相違ありません。

1 電磁的記録媒体に記録された事項

2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2 法令の条項については、当該申請、届出又は提出の適用条文の条項を記載すること。

3 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、2以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

4 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合は、あつては、その書類名を記載すること。

5 氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものである。

6 該当事項のない欄は、省略すること。

「様式第7」

「様式第8」

本票に添付されているフレキシブルディスクに記録された事項は、事実には相違ありません。

1 フレキシブルディスクに記録された事項

2 フレキシブルディスクと併せて提出される書類

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2 法令の条項については、当該届出の適用条文名を記載すること。

3 「フレキシブルディスクに記録された事項」の欄には、フレキシブルディスクに記録されている事項を記載するとともに、二枚以上のフレキシブルディスクを提出するときは、フレキシブルディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

4 「フレキシブルディスクと併せて提出される書類」の欄には、当該届出の際に本票に添付されているフレキシブルディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合は、あつては、その書類名を記載すること。

[加える。]

5 該当事項のない欄は、省略すること。

様式第7 (第134条関係) [略]

様式第8 (第134条関係) [略]

備考 表中の「」の記載は注記せぬ。

別表第九 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前				
<p>（電磁的方法による保存） 第二十七条の二 法第四十三条の十七に規定する記録は、前条第一項の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録することにより作成し、保存することができる。 〔2・3 略〕</p> <p>（報告の徴収） 第四十八条 使用済燃料貯蔵事業者は、事業所ごとに、様式第二による報告書を、液体状及び固体状の放射性廃棄物の保管量等、使用済燃料の貯蔵量等並びに放射線業務従事者の一年間の線量分布に係るものにあつては毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について、その他のものにあつては毎年四月一日から九月三十日までの期間及び十月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後四十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。 2 「略」</p> <p>（電磁的記録媒体による手続） 第五十一条 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）及び様式第五の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。</p>	<p>（電磁的方法による保存） 第二十七条の二 法第四十三条の十七に規定する記録は、前条第一項の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により記録することにより作成し、保存することができる。 〔2・3 同上〕</p> <p>（報告の徴収） 第四十八条 使用済燃料貯蔵事業者は、事業所ごとに、様式第二による報告書を、放射線業務従事者の一年間の線量に係るものにあつては毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について、その他のものにあつては毎年四月一日から九月三十日までの期間及び十月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。 2 「同上」</p> <p>（フレキシブルディスクによる手続） 第五十一条 次の表の上欄に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を同表の下欄に掲げる様式により記録したフレキシブルディスク及び様式第五のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。</p> <table border="1" data-bbox="199 1153 295 2036"> <tr> <td data-bbox="231 1153 279 1787">第二十三条第一項又は第三項の貯蔵計画</td> <td data-bbox="231 1787 279 2036">様式第六</td> </tr> <tr> <td data-bbox="199 1153 231 1787">第四十八条第一項の報告書</td> <td data-bbox="199 1787 231 2036">様式第七</td> </tr> </table>	第二十三条第一項又は第三項の貯蔵計画	様式第六	第四十八条第一項の報告書	様式第七
第二十三条第一項又は第三項の貯蔵計画	様式第六				
第四十八条第一項の報告書	様式第七				

- 一 第二十三条第一項又は第三項の貯蔵計画
 - 二 第二十四条第一項の申請書、同条第二項第二号に掲げる財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに同項第三号に掲げる説明書
 - 三 第四十条第三項の届出書
 - 四 第四十一条第一項の申請書
 - 五 第四十二条第二項の届出書
 - 六 第四十八条第一項の報告書
- 「項を削る。」

「条を削る。」

「条を削る。」

「各号を加える。」

2 次に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び様式第五のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

- 一 第二十四条第一項の申請書、同条第二項第二号に掲げる財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに同項第三号に掲げる説明書
- 二 第四十条第三項の届出書
- 三 第四十一条第一項の申請書
- 四 第四十二条第二項の届出書

(フレキシブルディスクの構造)

第五十二条 前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- 一 工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）X六二二一に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ
- 二 日本工業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

(フレキシブルディスクの記録方式)

第五十三条 第五十一条の規定によるフレキシブルディスクへの記

録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

- 一 トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本工業規格X六二二二に、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本工業規格X六二二五に規定する方式
 - 二 ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X六〇五に規定する方式
 - 三 文字の符号化表現については、日本工業規格X〇二〇八附属書一に規定する方式
- 2 第五十一条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本工業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本工業規格X〇二二一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。

(フレキシブルディスクにはり付ける書面)

第五十四条 第五十一条のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二一又はX六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

- 一 提出者の氏名又は名称
- 二 提出年月日

「条を削る。」

様式第2 (第48条関係)

年度 期放射線管理等報告書 年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ㊦

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第48条第1項の規定により次のとおり報告します。

名称

様式第2 (第48条関係)

年度 期放射線管理等報告書 年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ㊦

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第48条第1項の規定により次のとおり報告します。

名称

事業所

所在地	
名称	
事務上の連絡先 所在地 連絡員 の氏名	電話番号 () ()
	所属部課名 () ()

1 放射性廃棄物の廃棄の状況

(1) 放射性物質の濃度の3月間についての平均値及び最高値(注1)
(単位: Bq/cm³)

濃度	前半の3月間 (月～月)		後半の3月間 (月～月)	
	平均値	最高値 (注2)	平均値	最高値 (注2)
測定箇所				
排気口監視は設備				
排気口監視は設備				
排水口監視は設備				
排水口監視は設備				
排水口監視は設備				
排水口監視は設備				
排水口監視は設備				
排水口監視は設備				

(2) 液体状及び固体状の放射性廃棄物の保管量等 (注3)

放射性廃棄物の種類 の種類	低レベル液体廃棄物 (m ³)		低レベル固体廃棄物 ドラム缶 (本)		その他 (本相当)	
	前年度末保管量	当年度の発生量	前年度末保管量	当年度の発生量	前年度末保管量	当年度の発生量
放射線業務従事者数						
当年度の減少量						

事業所

所在地	
名称	
事務上の連絡先 所在地 連絡員 の氏名	電話番号 () ()
	所属部課名 () ()

1 放射性物質の濃度の3月間についての平均値及び最高値

測定箇所 (注2)	前半の3月間 (月～月)		後半の3月間 (月～月)	
	平均値	最高値 (注3)	平均値	最高値 (注3)
排気口又は排気監視は設備				
排気口又は排気監視は設備				
排水口又は排水監視は設備				
排水口又は排水監視は設備				
排水口又は排水監視は設備				
排水口又は排水監視は設備				
排水口又は排水監視は設備				
排水口又は排水監視は設備				
排水口又は排水監視は設備				

2 放射線業務従事者の1年間の線量分布 (4月30日までに提出すべき報告書に限り記載すること。)

1年間の線量 (ミリシーベルト) (注4)	5以下	5を超え15以下	15を超え20以下	20を超え25以下	25を超え50以下	50を超える	計
放射線業務従事者数 (人)							

3 女子 (妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を使用

施設内減量			
施設外減量			
当該年度未保管量			
保管設備容量			

2 使用済燃料の貯蔵量等

貯蔵施設の名称			
使用済燃料の種類	燃料集合体	燃料重量 (注4)	
	ウラン酸化物	混合酸化物	ウラン
前年度未貯蔵量	体	体	トン
当該年度の受入量	体	体	トン
当該年度の搬出量	体	体	トン
搬出先の名称	—		
当該年度未貯蔵量	体	体	トン
貯蔵施設容量	ウラン及びプルトニウムの重量 トン (注4)		

3 放射線業務従事者の線量分布 (注5)

(1) 放射線業務従事者の1年間の線量分布

放射線業務従事者	線量分布 (人)				
	5mSv以下	5mSvを超え10mSv以下	10mSvを超え15mSv以下	15mSvを超え20mSv以下	20mSvを超え
職員					
その他					
合計					

放射線業務従事者	線量分布 (人)				
	25mSvを超え30mSv以下	30mSvを超え35mSv以下	35mSvを超え40mSv以下	40mSvを超え45mSv以下	45mSvを超え50mSv以下
職員					
その他					
合計					

線量	線量分布 (人)			
----	----------	--	--	--

済燃料貯蔵事業者に書面で申し出た者を除く。) の放射線業務従事者の3月間の線量分布

放射線業務従事者数 (人)	3月間の線量 (ミリシーベルト) (注4)	1以下	1を超え2以下	2を超え5以下	5を超える	計
	前半の3月間 (月～月)					
	後半の3月間 (月～月)					

注1 東京に連絡先がある場合は東京における連絡先を、東京に

連絡先がない場合は事業所における連絡先を記載すること。

2 保安規定に定められた位置とし、その箇所別に記載すること。

3 3月間以内において保安規定に定められた期間についての平均濃度の各3月間における最高値を記載すること。

4 原子力規制委員会の定めるところにより記載すること。

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすることができる。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

放射線 業務従事者	50mSvを 超えるもの	合計	総線量 (人・Sv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)
職員					
その他					
合計					

(2) 女子 (妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を
 用済燃料貯蔵事業者に書面で申し出た者を除く。) の放射線業
 務従事者の3月間の線量分布

放射線 業務従事者	線 量	線 量 分 布 (人)				合計
		1mSv以下	1mSvを超え 2mSv以下	2mSvを超え 5mSv以下	5mSv を超える もの	
前半の3月 間 (月～月)	職員					
	その他					
後半の3月 間 (月～月)	合計					
	職員					
	その他					
	合計					

放射線 業務従事者	線 量	総線量 (人・Sv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)
前半の3月 間 (月～月)	職員			
	その他			
後半の3月 間 (月～月)	合計			
	職員			
	その他			
	合計			

注1 「放射性物質の濃度の3月間についての平均値及び最高値」
 について

(1) 「測定箇所」は、保安規定に定められた位置とし、

その箇所別に記載すること。

- (2) 排気口又は排水口を保有するが、当該設備から気体状又は液体状の放射性物質が放出されなかった場合は、「放出実績なし」と記載すること。
- (3) 記載する数値は、有効数字2桁、指数表示とすること。
- (4) 「放射性物質の濃度」の検出限界濃度（測定の結果、検出限界未満（ND）の場合に限る。）を注釈として欄外に記載すること。
- 2 保安規定に定められた期間についての平均濃度の3月間における最高値を記載すること。
- 3 「液体状及び固体状の放射性廃棄物の保管量等」について
 - (1) 原則として、200リットルドラム缶の本数で記載すること。
 - (2) 200リットルドラム缶に入っていないものに関しては、200リットルドラム缶に換算した本数とし、単位を「本相当」とすること。
 - (3) ドラム缶に換算できないものに関しては、他の単位を用いて記載すること。
 - (4) 液体状の放射性廃棄物を蒸発濃縮及び固化して処理している場合、固化前の廃液については除くこと。
 - (5) 「施設外減量」は、埋設処分等のため施設より搬出した廃棄体又は廃液の量を記載すること。
 - (6) 廃止措置に伴って発生する液体状及び固体状の放射性廃棄物については、括弧書（内数）で記載すること。併せて、解体後一時保管されている解体撤去物のうち「放射性廃棄物でない廃棄物」であると使用済燃料貯蔵事業者が判断する前の段階のもの又は「放射性物質として扱わなければならないもの」として原子力規制委員会による確認を受ける前の段階のものがある場合は、別の欄を設けて記載すること。なお、上記のいずれにも「放射性廃棄物

でない廃棄物」と判断されたもの及び確認後の「放射性物質として扱う必要のないもの」は含まない。また、廃止措置計画により新たに液体状及び固体状の放射性廃棄物の保管場所を設け管理している場合、当該施設の名称とともに保管量等を同様に表に記載し、その旨を注釈として欄外に記載すること。

4 ウラン及びプルトニウムの重量（トン）は、原子核分裂させる前のものを記載すること。

5 「放射線業務従事者の線量分布」について

(1) 「職員」とは、使用済燃料貯蔵事業者に直接雇用される放射線業務従事者とする。

(2) 「その他」とは、職員以外の放射線業務従事者とする。

(3) 同一人が2以上の請負業者にまたがって作業する場合は、1人として算出すること。

(4) 有効数字の取扱いは、「総線量」については小数点以下3桁目を四捨五入して小数点以下2桁とし、「平均線量」については小数点以下2桁目を四捨五入して小数点以下1桁とすること。「最大線量」については、その評価値を記載すること。

(5) 3 (1) の「放射線業務従事者」は、女子も含むものとすること。

その他

(1) 測定を実施していない項目又は設備がない項目については、「—」と記載するか当該欄を削除すること。

(2) 記載欄が不足した場合には、欄を追加して記載すること。

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

- 3 第51条の規定により、電磁的記録媒体による手続を行う場合にあっては、押印することを要しない。

様式第5 (第51条関係)

電磁的記録媒体提出票

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名) ㊦

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（又は使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則）第 条第 項の規定により提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出いたします。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実と相違ありません。

- 1 電磁的記録媒体に記録された事項
- 2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 法令の条項については、当該申請、届出又は提出の適用条文の条項を記載すること。

3 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、2以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

4 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項に

様式第5 (第51条関係)

フレキシブルディスク提出票

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名 (法人にあっては、その代表者の氏名) ㊦

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（又は使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則）第 条第 項の規定による申請（、届出又は提出）に際し提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスクを以下のとおり提出いたします。

本票に添付されているフレキシブルディスクに記載された事項は、事実と相違ありません。

- 1 フレキシブルディスクに記録された事項
- 2 フレキシブルディスクと併せて提出される書類

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 法令の条項については、当該申請（、届出又は提出）の適用条文名を記載する。

3 「フレキシブルディスクに記録された事項」の欄には、フレキシブルディスクに記録されている事項を記載するとともに、二枚以上のフレキシブルディスクを提出するときは、フレキシブルディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

4 「フレキシブルディスクと併せて提出される書類」の欄には、当該申請（、届出又は提出）の際に本票に添付されてい

<p>外の事項を記載した書類を提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。</p> <p>5 <u>氏名を記載し、押印すること</u>に代えて、署名することができる。<u>この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。</u></p> <p>6 該当事項のない欄は、省略すること。</p> <p>〔様式を記す。〕</p>	<p><u>フレキシブルディスク</u>に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。</p> <p>5 「押印」の欄には、押印することとされている書類について<u>フレキシブルディスクによる手続きを行う場合</u>にあっては、<u>押印をすること。</u></p> <p>6 該当事項のない欄は、省略すること。</p> <p><u>様式第6</u> (第51条関係) [略]</p> <p><u>様式第7</u> (第51条関係) [略]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

別表第十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
<p>（電磁的方法による保存）</p> <p>第四十五条 法第五十一条の十五に規定する記録は、前条第一項の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録することにより作成し、保存することができる。</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>（報告の徴収）</p> <p>第九十一条 第一種廃棄物埋設事業者は、事業所ごとに、別記様式第二による報告書を、液体状及び固体状の放射性廃棄物の保管量等、放射性廃棄物の埋設量等並びに放射線業務従事者の一年間の線量分布に係るものにあつては毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について、その他のものにあつては毎年四月一日から九月三十日までの期間及び十月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後四十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>（電磁的記録媒体による手続）</p> <p>第九十四条 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電磁的方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）及び別記様式第六の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。</p> <p>〔一・二 略〕</p>	<p>（電磁的方法による保存）</p> <p>第四十五条 法第五十一条の十五に規定する記録は、前条第一項の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により記録することにより作成し、保存することができる。</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>（報告の徴収）</p> <p>第九十一条 第一種廃棄物埋設事業者は、事業所ごとに、別記様式第二による報告書を、放射線業務従事者の一年間の線量に係るものにあつては毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について、その他のものにあつては毎年四月一日から九月三十日までの期間及び十月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>（フレキシブルディスクによる手続）</p> <p>第九十四条 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び別記様式第六のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。</p> <p>〔一・二 同上〕</p>

三 第九十一条第一項の報告書

「条を削る。」

「条を削る。」

「条を削る。」

「号を加える。」

(フレキシブルディスクの構造)

第九十五条 前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならぬ。

- 一 工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）X六二二一に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ
- 二 日本工業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

(フレキシブルディスクの記録方式)

第九十六条 第九十四条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

- 一 トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあっては日本工業規格X六二二二に、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあっては日本工業規格X六二二五に規定する方式
 - 二 ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X六〇五に規定する方式
 - 三 文字の符号化表現については、日本工業規格X〇二〇八附属書一に規定する方式
- 2 第九十四条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本工業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本工業規格X〇二一一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。

(フレキシブルディスクにはり付ける書面)

第九十七条 第九十四条のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二一又はX六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一 櫻田稔の氏名又は名称
 二 櫻田中臣

様式第2 (第91条関係)

平成 年度 期放射線管理報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ㊹

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則第91条第1項の規定により次のとおり報告します。

事業所	名称	
	所在地	
事務上の連絡先	名称	
	所在地	
連絡員		電話番号 ()
の氏名		所属部課名 ()

1 周辺監視区域の地下水中の放射性物質の濃度の3月間についての平均値及び最高値

測定の箇所 (注1)	前半の3月間 (月～ 月)		後半の3月間 (月～ 月)	
	平均値	最高値	平均値	最高値

2 放射線業務従事者の1年間の線量分布 (4月30日までに提出す

様式第2 (第91条関係)

年度 期放射線管理報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ㊹

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則第91条第1項の規定により次のとおり報告します。

事業所	名称	
	所在地	
事務上の連絡先	名称	
	所在地	
連絡員		電話番号 ()
の氏名		所属部課名 ()

1 放射性廃棄物の廃棄の状況

(1) 気体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類別の濃度の3月間についての平均値 (注1)

(単位: Bq/cm³)

種類	前半の3月間 (月～ 月)			後半の3月間 (月～ 月)		
	³ H	⁶⁰ Co	¹³⁷ Cs	³ H	⁶⁰ Co	¹³⁷ Cs
測定の箇所等						
排気						
排気						
口監視						
又視						
は設						

備									
濃度管理目標値									

(2) 液体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類別の濃度の3月間についての平均値 (注1)

(単位: Bq/cm³)

種類	前半の3月間 (月～月)			後半の3月間 (月～月)		
	測定箇所等	³ H	⁶⁰ Co	¹³⁷ Cs	³ H	⁶⁰ Co
排排水						
水口監視						
又視						
は設備						
濃度管理目標値						

(3) 周辺監視区域の地下水中の放射性物質の濃度の3月間についての平均値及び最高値 (注1)

(単位: Bq/cm³)

濃度	前半の3月間 (月～月)		後半の3月間 (月～月)	
	測定箇所	平均値	最高値	平均値

(4) 液体状及び固体状の放射性廃棄物の保管量等 (注2)

放射性廃棄物の種類	低レベル液体廃棄物 (m ³)		低レベル固体廃棄物 ドラム缶 (本)		その他 (本相当)	
	量					

べき報告書に限り記載すること。))

1年間の線量 (注2) (mSv)	5 以下	5を超え 15 以下	15を超え 20 以下	20を超え 25 以下	25を超え 50 以下	50を 超え るもの	計
放射線業務従事者数 (人)							

3 女子 (妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を第一種廃棄物埋設事業者に書面で申し出た者を除く。) の放射線業務従事者の3月間の線量分布

放射線業務従事者数 (人)	3月間の線量 (注3) (mSv)						計
	1以下	1を超え 2以下	2を超え 5以下	5を超え 10以下	10を超え 20以下	20を超え 50以下	
前半の3月間 (月～月)							
後半の3月間 (月～月)							

注1 保安規定に定められた箇所について、その箇所別に記載すること。

2 原子力規制委員会の定めるところにより記載すること。

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

前年度末保管量				
当該年度の発生量				
当該年度の減少量				
施設内減量				
施設外減量				
当該年度末保管量				
保管設備容量				

(5) 放射性廃棄物の埋設量等 (注3)

(単位:本)

埋設施設名称				施設合計
受入数量				
埋設数量				
埋設延べ本数				
埋設容量				

2 放射線業務従事者の線量分布 (注4)

(1) 放射線業務従事者の1年間の線量分布

放射線業務従事者 職員 その他 合計	線量分布 (人)				
	5mSv 以下	5mSvを超え 10mSv以下	10mSvを超え 15mSv以下	15mSvを超え 20mSv以下	20mSvを超え 25mSv以下

放射線業務従事者 職員 その他 合計	線量分布 (人)				
	25mSvを超え 30mSv以下	30mSvを超え 35mSv以下	35mSvを超え 40mSv以下	40mSvを超え 45mSv以下	45mSvを超え 50mSv以下

線量	線量分布 (人)				
----	----------	--	--	--	--

放射線業務従事者	50mSvを超えるもの	合計	総線量 (人・Sv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)
職員					
その他					
合計					

(2) 女子 (妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を第一種廃棄物埋設事業者に書面で申し出た者を除く。) の放射線業務従事者の3月間の線量分布

放射線業務従事者	線量	線量分布 (人)				合計
		1mSv以下	1mSvを超え 2mSv以下	2mSvを超え 5mSv以下	5mSvを超えるもの	
前半の3月間 (月～月)	職員					
	その他					
後半の3月間 (月～月)	職員					
	その他					
	合計					

放射線業務従事者	線量	総線量 (人・Sv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)
前半の3月間 (月～月)	職員			
	その他			
後半の3月間 (月～月)	職員			
	その他			
	合計			

注1 「気体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類別の濃度の3月間についての平均値」、 「液体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類別の濃度の3月間についての平

- 均値」及び「周辺監視区域の地下水中の放射性物質の濃度の3月間についての平均値及び最高値」について
- (1) 「測定の箇所」は、保安規定に定められた位置とし、その箇所別に記載すること。
 - (2) 排気口又は排水口を保有するが、当該設備から気体状又は液体状の放射性物質が放出されなかった場合は、「放出実績なし」と記載すること。
 - (3) 記載する数値は、有効数字2桁、指数表示とすること。
 - (4) 「放射性物質の濃度」の検出限界濃度（測定の結果、検出限界未満（ND）の場合に限る。）を注釈として欄外に記載すること。
 - (5) 1(1)及び(2)の表について、指定された放射性物質以外のもの（天然核種を除く。）を検出した場合は欄を追加して記載すること。
- 2 「液体状及び固体状の放射性廃棄物の保管量等」について
- (1) 原則として、200リットルドラム缶の本数で記載すること。
 - (2) 200リットルドラム缶に入っていないものに関しては、200リットルドラム缶に換算した本数とし、単位を「本相当」とすること。
 - (3) ドラム缶に換算できないものに関しては、他の単位を用いて記載すること。
 - (4) 液体状の放射性廃棄物を蒸発濃縮及び固化して処理している場合、固化前の廃液については除くこと。
 - (5) 廃止措置に伴って発生する液体状及び固体状の放射性廃棄物については、括弧書（内数）で記載すること。併せて、解体後一時保管されている解体撤去物のうち「放射性廃棄物でない廃棄物」であると第一種廃棄物埋設事業者が判断する前の段階のもの又は「放射性物質として扱う必要のないもの」として原子力規制委員会による確

認を受ける前の段階のものがあある場合は、別の欄を設けて記載すること。なお、上記のいずれにも「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断されたもの及び確認後の「放射性物質として扱う必要のないもの」は含まない。また、廃止措置計画により新たに液体状及び固体状の放射性廃棄物の保管場所を設け管理している場合、当該施設の名称とともに保管量等を同様に表に記載し、その旨を注釈として欄外に記載すること。

3 ガラス固化体等の本数を記載するとともに、注釈として容量等を明記すること。

4 「放射線業務従事者の線量分布」について

(1) 「職員」とは、第一種廃棄物埋設事業者に直接雇用される放射線業務従事者とする。

(2) 「その他」とは、職員以外の放射線業務従事者とする。

(3) 同一人が2以上の請負業者にまたがって作業する場合は、1人として算出すること。

(4) 有効数字の取扱いは、「総線量」については小数点以下3桁目を四捨五入して小数点以下2桁とし、「平均線量」については小数点以下2桁目を四捨五入して小数点以下1桁とすること。「最大線量」については、その評価値を記載すること。

(5) 2 (1) の「放射線業務従事者」は、女子も含むものとする。

その他

(1) 測定を実施していない項目又は設備がない項目等について、 「―」と記載するか当該欄を削除すること。

(2) 記載欄が不足した場合には、欄を追加して記載すること。

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することが

<p>票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合には、その書類名を記載すること。</p> <p><u>5</u> 氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。</p> <p><u>6</u> 該当事項のない欄は、省略すること。</p>	<p>には、当該届出の際に本票に添付されているフレキシブルディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合には、その書類名を記載すること。[加える。]</p> <p><u>5</u> 該当事項のない欄は、省略すること。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記せよ。</p>	

改 正 後

改 正 前

様式第2（第18条関係）

様式第2（第18条関係）

3 放射線業務従事者の線量分布（注5）

3 放射線業務従事者の線量分布（注5）

(1) 放射線業務従事者の1年間の線量分布

(1) 放射線業務従事者の1年間の線量分布

線量	線量分布 (人)			
	0.1mSv以下	0.1mSvを超え1mSv以下	1mSvを超え2mSv以下	2mSvを超え5mSv以下
放射線業務従事者				
職員				
その他				
合計				

線量	線量分布 (人)			
	5mSv以下	5mSvを超え10mSv以下	10mSvを超え15mSv以下	15mSvを超え20mSv以下
放射線業務従事者				
職員				
その他				
合計				

線量	線量分布 (人)			
	10mSvを超え15mSv以下	15mSvを超え20mSv以下	20mSvを超え25mSv以下	25mSvを超え30mSv以下
放射線業務従事者				
職員				
その他				
合計				

線量	線量分布 (人)			
	25mSvを超え30mSv以下	30mSvを超え35mSv以下	35mSvを超え40mSv以下	40mSvを超え45mSv以下
放射線業務従事者				
職員				
その他				
合計				

線量	線量分布 (人)			
	35mSvを超え40mSv以下	40mSvを超え45mSv以下	45mSvを超え50mSv以下	50mSvを超えるもの
放射線業務従事者				
職員				
その他				
合計				

線量	線量分布 (人)		総線量 (人・mSv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)
	50mSvを超えるもの	合計			
放射線業務従事者					
職員					
その他					
合計					

線量	総線量 (人・mSv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)
放射線業務従事者			

線量	総線量 (人・mSv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)
放射線業務従事者			

職員				
その他				
合計				

(2) 女子 (妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を試験研究用等原子炉設置者に書面で申し出た者を除く。) の放射線業務従事者の3月間の線量分布

放射線業務従事者	線量	線量分布 (人)			
		0.1mSv以下	0.1mSvを超え 1mSv以下	1mSvを超え 2mSv以下	2mSvを超え 5mSv以下
前半の3月間 (月～月)	職員				
	その他				
	合計				
後半の3月間 (月～月)	職員				
	その他				
	合計				

(2) 女子 (妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を試験研究用等原子炉設置者に書面で申し出た者を除く。) の放射線業務従事者の3月間の線量分布

放射線業務従事者	線量	線量分布 (人)			
		1mSv以下	1mSvを超え 2mSv以下	2mSvを超え 5mSv以下	5mSvを超え もの
前半の3月間 (月～月)	職員				
	その他				
	合計				
後半の3月間 (月～月)	職員				
	その他				
	合計				

放射線業務従事者	線量	線量分布 (人)		総線量 (人・mSv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)
		5mSvを超えるもの	合計			
前半の3月間 (月～月)	職員					
	その他					
	合計					
後半の3月間 (月～月)	職員					
	その他					
	合計					

放射線業務従事者	線量	総線量 (人・mSv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)
前半の3月間 (月～月)	職員			
	その他			
	合計			
後半の3月間 (月～月)	職員			
	その他			
	合計			

備考 表中の「」の記載は注記である。

別表第十二 核燃料物質の使用等に関する規則の一部改正に関する表（第二条関係）

改 正 後				改 正 前			
様式第1の2（第7条関係） 2 放射線業務従事者の線量分布（注5） (1) 放射線業務従事者の1年間の線量分布							
線量		線量分布 (人)					
		0.1mSv以下	0.1mSvを超え1mSv以下	1mSvを超え2mSv以下	2mSvを超え5mSv以下	5mSvを超え10mSv以下	10mSv以下
放射線業務従事者							
職員							
その他							
合計							
線量		線量分布 (人)					
放射線業務従事者	35mSvを超え40mSv以下	40mSvを超え45mSv以下	45mSvを超え50mSv以下	50mSvを超えるもの	合計		
職員							
その他							
合計							
線量	総線量 (人・mSv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)				
放射線業務従事者							

改 正 後				改 正 前			
様式第1の2（第7条関係） 2 放射線業務従事者の線量分布（注5） (1) 放射線業務従事者の1年間の線量分布							
線量		線量分布 (人)					
		5mSv以下	5mSvを超え10mSv以下	10mSvを超え15mSv以下	15mSvを超え20mSv以下	20mSvを超え25mSv以下	25mSv以下
放射線業務従事者							
職員							
その他							
合計							
線量		線量分布 (人)		線量分布 (人)			
放射線業務従事者	50mSvを超えるもの	合計	総線量 (人・mSv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)		
職員							
その他							
合計							
線量	総線量 (人・mSv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)				
放射線業務従事者							

職員				
その他				
合計				

(2) 女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を使用者に書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の3月間の線量分布

線量	線量分布 (人)			
	0.1mSv以下	0.1mSvを超え 1mSv以下	1mSvを超え 2mSv以下	2mSvを超え 5mSv以下
放射線業務従事者	職員			
	その他			
	合計			
前半の3月間 (月～月)				
後半の3月間 (月～月)				
合計				

(2) 女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を使用者に書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の3月間の線量分布

線量	線量分布 (人)				合計
	1mSv以下	1mSvを超え 2mSv以下	2mSvを超え 5mSv以下	5mSvを超え もの	
放射線業務従事者	職員				
	その他				
	合計				
前半の3月間 (月～月)					
後半の3月間 (月～月)					
合計					

線量	線量分布 (人)		総線量 (人・mSv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)
	5mSvを超えるもの	合計			
放射線業務従事者	職員				
	その他				
	合計				
前半の3月間 (月～月)					
後半の3月間 (月～月)					
合計					

線量	総線量 (人・mSv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)	
				職員
放射線業務従事者				
前半の3月間 (月～月)				
後半の3月間 (月～月)				
合計				

備考 表中の「」の記載は注記である。

別表第十三 核燃料物質の加工の事業に関する規則の一部改正に関する表（第二表関係）

改正後				改正前						
<p>様式第1（第10条関係） 2 放射線業務従事者の線量分布（注4） (1) 放射線業務従事者の1年間の線量分布</p>										
線量		線量分布（人）								
放射線業務従事者	0.1mSv以下	0.1mSvを超え1mSv以下	1mSvを超え2mSv以下	2mSvを超え5mSv以下	5mSvを超え10mSv以下	10mSvを超え15mSv以下	15mSvを超え20mSv以下			
職員										
その他										
合計										
線量		線量分布（人）								
放射線業務従事者	10mSvを超え15mSv以下	15mSvを超え20mSv以下	20mSvを超え25mSv以下	25mSvを超え30mSv以下	30mSvを超え35mSv以下	35mSvを超え40mSv以下	40mSvを超え45mSv以下			
職員										
その他										
合計										
線量		線量分布（人）								
放射線業務従事者	35mSvを超え40mSv以下	40mSvを超え45mSv以下	45mSvを超え50mSv以下	50mSvを超えるもの	合計	総線量（人・Sv）	平均線量（mSv）	最大線量（mSv）		
職員										
その他										
合計										
線量		線量分布（人）								
放射線業務従事者	5mSv以下	5mSvを超え10mSv以下	10mSvを超え15mSv以下	15mSvを超え20mSv以下	20mSvを超え25mSv以下	25mSvを超え30mSv以下	30mSvを超え35mSv以下	35mSvを超え40mSv以下	40mSvを超え45mSv以下	45mSvを超え50mSv以下
職員										
その他										
合計										
線量		線量分布（人）								
放射線業務従事者	50mSvを超えるもの	合計	総線量（人・Sv）	平均線量（mSv）	最大線量（mSv）					
職員										
その他										
合計										
線量		線量分布（人）								
放射線業務従事者	総線量（人・Sv）	平均線量（mSv）	最大線量（mSv）							
職員										
その他										
合計										

職員				
その他				
合計				

(2) 女子 (妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を加
 工事業者に書面で申し出た者を除く。) の放射線業務従事者の
 3月間の線量分布

放射線業務従事者	線量	線量分布 (人)			
		0.1mSv以下	0.1mSvを超え 1mSv以下	1mSvを超え 2mSv以下	2mSvを超え 5mSv以下
前半の3月間 (月～月)	職員				
	その他				
	合計				
後半の3月間 (月～月)	職員				
	その他				
	合計				

(2) 女子 (妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を加
 工事業者に書面で申し出た者を除く。) の放射線業務従事者の
 3月間の線量分布

放射線業務従事者	線量	線量分布 (人)			
		1mSv以下	1mSvを超え 2mSv以下	2mSvを超え 5mSv以下	5mSv を超えるもの
前半の3月間 (月～月)	職員				
	その他				
	合計				
後半の3月間 (月～月)	職員				
	その他				
	合計				

放射線業務従事者	線量	線量分布 (人)		総線量 (人・Sv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)
		5mSv を超えるもの	合計			
前半の3月間 (月～月)	職員					
	その他					
	合計					
後半の3月間 (月～月)	職員					
	その他					
	合計					

放射線業務従事者	線量	総線量 (人・Sv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)
前半の3月間 (月～月)	その他			
	合計			
	職員			
後半の3月間 (月～月)	その他			
	合計			
	職員			

備考 表中の「」の記載は注記である。

改正後

改正前

様式第2（第21条関係）

3 放射線業務従事者の線量分布（注7）

様式第2（第21条関係）

3 放射線業務従事者の線量分布（注7）

(1) 放射線業務従事者の1年間の線量分布

(1) 放射線業務従事者の1年間の線量分布

線量 放射線 業務従事者 職員 その他 合計	線量分布 (人)				
	0.1mSv 以下	0.1mSvを超え 1mSv以下	1mSvを超え 2mSv以下	2mSvを超え 5mSv以下	5mSvを超え 10mSv以下

線量 放射線 業務従事者 職員 その他 合計	線量分布 (人)				
	5mSv 以下	5mSvを超え 10mSv以下	10mSvを超え 15mSv以下	15mSvを超え 20mSv以下	20mSvを超え 25mSv以下

線量 放射線 業務従事者 職員 その他 合計	線量分布 (人)				
	10mSvを超え 15mSv以下	15mSvを超え 20mSv以下	20mSvを超え 25mSv以下	25mSvを超え 30mSv以下	30mSvを超え 35mSv以下

線量 放射線 業務従事者 職員 その他 合計	線量分布 (人)				
	25mSvを超え 30mSv以下	30mSvを超え 35mSv以下	35mSvを超え 40mSv以下	40mSvを超え 45mSv以下	45mSvを超え 50mSv以下

線量 放射線 業務従事者 職員 その他 合計	線量分布 (人)				
	35mSvを超え 40mSv以下	40mSvを超え 45mSv以下	45mSvを超え 50mSv以下	50mSvを超え えるもの	合計

線量 放射線 業務従事者 職員 その他 合計	線量分布 (人)		総線量 (人・Sv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)
	50mSvを 超えるもの	合計			

線量 放射線 業務従事者	線量分布 (人)		
	総線量 (人・Sv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)

線量 放射線 業務従事者	線量分布 (人)		総線量 (人・Sv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)
	50mSvを 超えるもの	合計			

職員				
その他				
合計				

(2) 女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を再処理事業者に書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の3月間の線量分布

放射線業務従事者	線量	線量分布 (人)			
		0.1mSv以下	0.1mSvを超え 1mSv以下	1mSvを超え 2mSv以下	2mSvを超え 5mSv以下
前半の3月間 (月～月)	職員				
	その他				
	合計				
後半の3月間 (月～月)	職員				
	その他				
	合計				

(2) 女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を再処理事業者に書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の3月間の線量分布

放射線業務従事者	線量	線量分布 (人)			
		1mSv以下	1mSvを超え 2mSv以下	2mSvを超え 5mSv以下	5mSv を超えるもの
前半の3月間 (月～月)	職員				
	その他				
	合計				
後半の3月間 (月～月)	職員				
	その他				
	合計				

放射線業務従事者	線量	線量分布 (人)		総線量 (人・Sv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)
		5mSvを超えるもの	合計			
前半の3月間 (月～月)	職員					
	その他					
	合計					
後半の3月間 (月～月)	職員					
	その他					
	合計					

放射線業務従事者	線量	総線量 (人・Sv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)
その他				
合計				
職員				
その他				
合計				

備考 表中の「」の記載は注記である。

改正後

改正前

様式第2（第136条関係）

3 放射線業務従事者の線量分布（注6）

様式第2（第136条関係）

3 放射線業務従事者の線量分布（注6）

(1) 放射線業務従事者の1年間の線量分布

(1) 放射線業務従事者の1年間の線量分布

線量	線量分布 (人)			
	0.1mSv以下	0.1mSvを超え1mSv以下	1mSvを超え2mSv以下	2mSvを超え5mSv以下
放射線業務従事者				
職員				
その他				
合計				

線量	線量分布 (人)			
	5mSv以下	5mSvを超え10mSv以下	10mSvを超え15mSv以下	15mSvを超え20mSv以下
放射線業務従事者				
職員				
その他				
合計				

線量	線量分布 (人)			
	10mSvを超え15mSv以下	15mSvを超え20mSv以下	20mSvを超え25mSv以下	25mSvを超え30mSv以下
放射線業務従事者				
職員				
その他				
合計				

線量	線量分布 (人)			
	25mSvを超え30mSv以下	30mSvを超え35mSv以下	35mSvを超え40mSv以下	40mSvを超え45mSv以下
放射線業務従事者				
職員				
その他				
合計				

線量	線量分布 (人)			
	35mSvを超え40mSv以下	40mSvを超え45mSv以下	45mSvを超え50mSv以下	50mSvを超えるもの
放射線業務従事者				
職員				
その他				
合計				

線量	線量分布 (人)		総線量 (人・Sv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)
	50mSvを超えるもの	合計			
放射線業務従事者					
職員					
その他					
合計					

線量	総線量 (人・Sv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)
放射線業務従事者			

職員				
その他				
合計				

(2) 女子 (妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を発
電用原子炉設置者に書面で申し出た者を除く。) の放射線業務
従事者の3月間の線量分布

放射線 業務従事者	線 量	線 量 分 布 (人)			
		0.1mSv 以下	0.1mSvを超え 1mSv以下	1mSvを超え 2mSv以下	2mSvを超え 5mSv以下
前半の3 月間 (月～月)	職 員				
	そ の 他				
	合 計				
後半の3 月間 (月～月)	職 員				
	そ の 他				
	合 計				

(2) 女子 (妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を発
電用原子炉設置者に書面で申し出た者を除く。) の放射線業務
従事者の3月間の線量分布

放射線 業務従事者	線 量	線 量 分 布 (人)				合 計
		1mSv以下	1mSvを超え 2mSv以下	2mSvを超え 5mSv以下	5mSv を超える もの	
前半の3月 間 (月～月)	職 員					
	そ の 他					
	合 計					
後半の3月 間 (月～月)	職 員					
	そ の 他					
	合 計					

放射線 業務従事者	線 量	線量分布 (人)		総線量 (人・Sv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)
		5mSv を超える もの	合計			
前半の3 月間 (月～月)	職 員					
	そ の 他					
	合 計					
後半の3 月間 (月～月)	職 員					
	そ の 他					
	合 計					

放射線 業務従事者	線 量	総線量 (人・Sv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)
前半の3月 間 (月～月)	職 員			
	そ の 他			
	合 計			
後半の3月 間 (月～月)	職 員			
	そ の 他			
	合 計			

備考 表中の「」の記載は注記である。

別表第十六 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則の一部改正に関する表（第二条関係）

放射線

放射線

様式第5（第27条関係）

様式第5（第27条関係）

2 放射線業務従事者の線量分布（注4）

2 放射線業務従事者の線量分布（注4）

(1) 放射線業務従事者の1年間の線量分布

(1) 放射線業務従事者の1年間の線量分布

線量	線量分布 (人)				
	0.1mSv以下	0.1mSvを超え 1mSv以下	1mSvを超え 2mSv以下	2mSvを超え 5mSv以下	5mSvを超え 10mSv以下
放射線業務従事者					
職員					
その他					
合計					

線量	線量分布 (人)			
	5mSv以下	5mSvを超え 10mSv以下	10mSvを超え 15mSv以下	15mSvを超え 20mSv以下
放射線業務従事者				
職員				
その他				
合計				

線量	線量分布 (人)				
	10mSvを超え 15mSv以下	15mSvを超え 20mSv以下	20mSvを超え 25mSv以下	25mSvを超え 30mSv以下	30mSvを超え 35mSv以下
放射線業務従事者					
職員					
その他					
合計					

線量	線量分布 (人)			
	25mSvを超え 30mSv以下	30mSvを超え 35mSv以下	35mSvを超え 40mSv以下	40mSvを超え 45mSv以下
放射線業務従事者				
職員				
その他				
合計				

線量	線量分布 (人)				
	35mSvを超え 40mSv以下	40mSvを超え 45mSv以下	45mSvを超え 50mSv以下	50mSvを超えるもの	合計
放射線業務従事者					
職員					
その他					
合計					

線量	線量分布 (人)		総線量 (人・Sv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)
	50mSvを超えるもの	合計			
放射線業務従事者					
職員					
その他					
合計					

線量	総線量 (人・Sv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)
放射線			

業務従事者				
職員				
その他				
合計				

(2) 女子 (妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を第一種廃棄物埋設事業者に書面で申し出た者を除く。) の放射線業務従事者の3月間の線量分布

放射線業務従事者	線量	線量分布 (人)			
		0.1mSv以下	0.1mSvを超え1mSv以下	1mSvを超え2mSv以下	2mSvを超え5mSv以下
前半の3月間 (月～月)	職員				
	その他				
	合計				
後半の3月間 (月～月)	職員				
	その他				
	合計				

(2) 女子 (妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を第一種廃棄物埋設事業者に書面で申し出た者を除く。) の放射線業務従事者の3月間の線量分布

放射線業務従事者	線量	線量分布 (人)			合計
		1mSv以下	1mSvを超え2mSv以下	2mSvを超え5mSvを超えるもの	
前半の3月間 (月～月)	職員				
	その他				
	合計				
後半の3月間 (月～月)	職員				
	その他				
	合計				

放射線業務従事者	線量	線量分布 (人)		総線量 (人・Sv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)
		5mSvを超えるもの	合計			
前半の3月間 (月～月)	職員					
	その他					
	合計					
後半の3月間 (月～月)	職員					
	その他					
	合計					

放射線業務従事者	線量	総線量 (人・Sv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)
前半の3月間 (月～月)	職員			
	その他			
	合計			
後半の3月間 (月～月)	職員			
	その他			
	合計			

備考 表中の「」の記載は注記せよ。

改正後

改正前

様式第1（第40条関係）

2 放射線業務従事者の線量分布（注4）

様式第1（第40条関係）

2 放射線業務従事者の線量分布（注4）

(1) 放射線業務従事者の1年間の線量分布

(1) 放射線業務従事者の1年間の線量分布

線量	線量分布 (人)			
	0.1mSv以下	0.1mSvを超え 1mSv以下	1mSvを超え 2mSv以下	2mSvを超え 5mSv以下
放射線業務従事者				
職員				
その他				
合計				

線量	線量分布 (人)			
	5mSv以下	5mSvを超え 10mSv以下	10mSvを超え 15mSv以下	15mSvを超え 20mSv以下
放射線業務従事者				
職員				
その他				
合計				

線量	線量分布 (人)			
	10mSvを超え 15mSv以下	15mSvを超え 20mSv以下	20mSvを超え 25mSv以下	25mSvを超え 30mSv以下
放射線業務従事者				
職員				
その他				
合計				

線量	線量分布 (人)		
	25mSvを超え 30mSv以下	30mSvを超え 35mSv以下	35mSvを超え 40mSv以下
放射線業務従事者			
職員			
その他			
合計			

線量	線量分布 (人)			
	35mSvを超え 40mSv以下	40mSvを超え 45mSv以下	45mSvを超え 50mSv以下	50mSvを超えるもの
放射線業務従事者				
職員				
その他				
合計				

線量	線量分布 (人)	総線量 (人・Sv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)
	合計			
放射線業務従事者	50mSvを超えるもの			
職員				
その他				
合計				

線量	総線量 (人・Sv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)
放射線業務従事者			

職員				
その他				
合計				

(2) 女子 (妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を廃棄物管理事業者に書面で申し出た者を除く。) の放射線業務従事者の3月間の線量分布

放射線業務従事者	線量	線量分布 (人)			
		0.1mSv以下	0.1mSvを超え 1mSv以下	1mSvを超え 2mSv以下	2mSvを超え 5mSv以下
前半の3月間 (月～月)	職員				
	その他				
	合計				
後半の3月間 (月～月)	職員				
	その他				
	合計				

(2) 女子 (妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を廃棄物管理事業者に書面で申し出た者を除く。) の放射線業務従事者の3月間の線量分布

放射線業務従事者	線量	線量分布 (人)				合計
		1mSv以下	1mSvを超え 2mSv以下	2mSvを超え 5mSv以下	5mSv を超えるもの	
前半の3月間 (月～月)	職員					
	その他					
	合計					
後半の3月間 (月～月)	職員					
	その他					
	合計					

放射線業務従事者	線量	線量分布 (人)		総線量 (人・Sv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)
		5mSv を超えるもの	合計			
前半の3月間 (月～月)	職員					
	その他					
	合計					
後半の3月間 (月～月)	職員					
	その他					
	合計					

放射線業務従事者	線量	総線量 (人・Sv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)
前半の3月間 (月～月)	職員			
	その他			
	合計			
後半の3月間 (月～月)	職員			
	その他			
	合計			

備考 表中の「」の記載は注記である。

別表第十八 研究開発段階発電用原子炉の設置・運転等に関する規則の一部改正に関する表（第二関係）

改正後

改正前

様式第2（第131条関係）

3 放射線業務従事者の線量分布（注4）

様式第2（第131条関係）

3 放射線業務従事者の線量分布（注4）

(1) 放射線業務従事者の1年間の線量分布

(1) 放射線業務従事者の1年間の線量分布

線量	線量分布 (人)			
	0.1mSv以下	0.1mSvを超え1mSv以下	1mSvを超え2mSv以下	2mSvを超え5mSv以下
放射線業務従事者				
職員				
その他				
合計				

線量	線量分布 (人)			
	5mSv以下	5mSvを超え10mSv以下	10mSvを超え15mSv以下	15mSvを超え20mSv以下
放射線業務従事者				
職員				
その他				
合計				

線量	線量分布 (人)			
	10mSvを超え15mSv以下	15mSvを超え20mSv以下	20mSvを超え25mSv以下	25mSvを超え30mSv以下
放射線業務従事者				
職員				
その他				
合計				

線量	線量分布 (人)			
	25mSvを超え30mSv以下	30mSvを超え35mSv以下	35mSvを超え40mSv以下	40mSvを超え45mSv以下
放射線業務従事者				
職員				
その他				
合計				

線量	線量分布 (人)			
	35mSvを超え40mSv以下	40mSvを超え45mSv以下	45mSvを超え50mSv以下	50mSvを超えるもの
放射線業務従事者				
職員				
その他				
合計				

線量	線量分布 (人)		総線量 (人・Sv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)
	50mSvを超えるもの	合計			
放射線業務従事者					
職員					
その他					
合計					

線量	総線量 (人・Sv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)
放射線業務従事者			

職員				
その他				
合計				

(2) 女子 (妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を原
子炉設置者に書面で申し出た者を除く。) の放射線業務従事者
の3月間の線量分布

放射線 業務従事者	線 量	線 量 分 布 (人)			
		0.1mSv 以下	0.1mSvを超え 1mSv以下	1mSvを超え 2mSv以下	2mSvを超え 5mSv以下
前半の3 月間 (月～月)	職 員				
	そ の 他				
	合 計				
後半の3 月間 (月～月)	職 員				
	そ の 他				
	合 計				

(2) 女子 (妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を原
子炉設置者に書面で申し出た者を除く。) の放射線業務従事者
の3月間の線量分布

放射線 業務従事者	線 量	線 量 分 布 (人)				合計
		1mSv以下	1mSvを超え 2mSv以下	2mSvを超え 5mSv以下	5mSv を超える もの	
前半の3月 間 (月～月)	職 員					
	そ の 他					
	合 計					
後半の3月 間 (月～月)	職 員					
	そ の 他					
	合 計					

放射線 業務従事者	線 量	線量分布 (人)		総線量 (人・Sv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)
		5mSv を超える もの	合計			
前半の3 月間 (月～月)	職 員					
	そ の 他					
	合 計					
後半の3 月間 (月～月)	職 員					
	そ の 他					
	合 計					

放射線 業務従事者	線 量	総線量 (人・Sv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)
前半の3月 間 (月～月)	職 員			
	そ の 他			
	合 計			
後半の3月 間 (月～月)	職 員			
	そ の 他			
	合 計			

備考 表中の「」の記載は注記である。

別表第十九 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則の一部改正に関する表（第二十三条関係）

改正後

改正前

様式第2（第48条関係）

3 放射線業務従事者の線量分布（注5）

(1) 放射線業務従事者の1年間の線量分布

線量	線量分布 (人)			
	0.1mSv以下	0.1mSvを超え 1mSv以下	1mSvを超え 2mSv以下	2mSvを超え 5mSv以下
放射線業務従事者				5mSvを超え 10mSv以下
職員				
その他				
合計				

様式第2（第48条関係）

3 放射線業務従事者の線量分布（注5）

(1) 放射線業務従事者の1年間の線量分布

線量	線量分布 (人)			
	5mSv以下	5mSvを超え 10mSv以下	10mSvを超え 15mSv以下	15mSvを超え 20mSv以下
放射線業務従事者				20mSvを超え 25mSv以下
職員				
その他				
合計				

線量	線量分布 (人)			
	10mSvを超え 15mSv以下	15mSvを超え 20mSv以下	20mSvを超え 25mSv以下	25mSvを超え 30mSv以下
放射線業務従事者				30mSvを超え 35mSv以下
職員				
その他				
合計				

線量	線量分布 (人)			
	25mSvを超え 30mSv以下	30mSvを超え 35mSv以下	35mSvを超え 40mSv以下	40mSvを超え 45mSv以下
放射線業務従事者				45mSvを超え 50mSv以下
職員				
その他				
合計				

線量	線量分布 (人)			
	35mSvを超え 40mSv以下	40mSvを超え 45mSv以下	45mSvを超え 50mSv以下	50mSvを超え えるもの
放射線業務従事者				合計
職員				
その他				
合計				

線量	線量分布 (人)		総線量 (人・Sv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)
	50mSvを 超えるもの	合計			
放射線業務従事者					
職員					
その他					
合計					

線量	総線量 (人・Sv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)
放射線業務従事者			

職員				
その他				
合計				

(2) 女子 (妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を使用済燃料貯蔵事業者に書面で申し出た者を除く。) の放射線業務従事者の3月間の線量分布

放射線業務従事者	線量	線量分布 (人)			
		0.1mSv以下	0.1mSvを超え 1mSv以下	1mSvを超え 2mSv以下	2mSvを超え 5mSv以下
前半の3月間 (月～月)	職員				
	その他				
	合計				
後半の3月間 (月～月)	職員				
	その他				
	合計				

(2) 女子 (妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を使用済燃料貯蔵事業者に書面で申し出た者を除く。) の放射線業務従事者の3月間の線量分布

放射線業務従事者	線量	線量分布 (人)				合計
		1mSv以下	1mSvを超え 2mSv以下	2mSvを超え 5mSv以下	5mSv を超えるもの	
前半の3月間 (月～月)	職員					
	その他					
	合計					
後半の3月間 (月～月)	職員					
	その他					
	合計					

放射線業務従事者	線量	線量分布 (人)		総線量 (人・Sv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)
		5mSvを超えるもの	合計			
前半の3月間 (月～月)	職員					
	その他					
	合計					
後半の3月間 (月～月)	職員					
	その他					
	合計					

放射線業務従事者	線量	総線量 (人・Sv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)
前半の3月間 (月～月)	職員			
	その他			
	合計			
後半の3月間 (月～月)	職員			
	その他			
	合計			

備考 表中の「」の記載は注記である。

別表第二十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則の一部改正に関する表（第二条関係）

放射線

放射線

様式第2（第91条関係）

様式第2（第91条関係）

2 放射線業務従事者の線量分布（注4）

2 放射線業務従事者の線量分布（注4）

(1) 放射線業務従事者の1年間の線量分布

(1) 放射線業務従事者の1年間の線量分布

線量	線量分布 (人)				
	0.1mSv以下	0.1mSvを超え 1mSv以下	1mSvを超え 2mSv以下	2mSvを超え 5mSv以下	5mSvを超え 10mSv以下
放射線業務従事者					
職員					
その他					
合計					

線量	線量分布 (人)				
	5mSv以下	5mSvを超え 10mSv以下	10mSvを超え 15mSv以下	15mSvを超え 20mSv以下	20mSvを超え 25mSv以下
放射線業務従事者					
職員					
その他					
合計					

線量	線量分布 (人)				
	10mSvを超え 15mSv以下	15mSvを超え 20mSv以下	20mSvを超え 25mSv以下	25mSvを超え 30mSv以下	30mSvを超え 35mSv以下
放射線業務従事者					
職員					
その他					
合計					

線量	線量分布 (人)				
	25mSvを超え 30mSv以下	30mSvを超え 35mSv以下	35mSvを超え 40mSv以下	40mSvを超え 45mSv以下	45mSvを超え 50mSv以下
放射線業務従事者					
職員					
その他					
合計					

線量	線量分布 (人)				
	35mSvを超え 40mSv以下	40mSvを超え 45mSv以下	45mSvを超え 50mSv以下	50mSvを超えるもの	合計
放射線業務従事者					
職員					
その他					
合計					

線量	線量分布 (人)		総線量 (人・Sv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)
	50mSvを超えるもの	合計			
放射線業務従事者					
職員					
その他					
合計					

線量	総線量 (人・Sv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)
放射線			

業務従事者				
職員				
その他				
合計				

(2) 女子 (妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を第一種廃棄物埋設事業者に書面で申し出た者を除く。) の放射線業務従事者の3月間の線量分布

放射線業務従事者	線量	線量分布 (人)			
		0.1mSv以下	0.1mSvを超え 1mSv以下	1mSvを超え 2mSv以下	2mSvを超え 5mSv以下
前半の3月間 (月～月)	職員				
	その他				
	合計				
後半の3月間 (月～月)	職員				
	その他				
	合計				

(2) 女子 (妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を第一種廃棄物埋設事業者に書面で申し出た者を除く。) の放射線業務従事者の3月間の線量分布

放射線業務従事者	線量	線量分布 (人)			合計
		1mSv以下	1mSvを超え 2mSv以下	2mSvを超え 5mSv以下	
前半の3月間 (月～月)	職員				
	その他				
	合計				
後半の3月間 (月～月)	職員				
	その他				
	合計				

放射線業務従事者	線量	線量分布 (人)		総線量 (人・Sv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)
		5mSvを超えるもの	合計			
前半の3月間 (月～月)	職員					
	その他					
	合計					
後半の3月間 (月～月)	職員					
	その他					
	合計					

放射線業務従事者	線量	総線量 (人・Sv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)
前半の3月間 (月～月)	職員			
	その他			
	合計			
後半の3月間 (月～月)	職員			
	その他			
	合計			

備考 表中の「」の記載は注記せよ。